

別紙 新旧対比表

改正後					現行				
別紙「国営及び都道府県営土地改良事業における地方公共団体の負担割合の指針」 (国営:その1) H25.3. (単位:%)					別紙「国営及び都道府県営土地改良事業における地方公共団体の負担割合の指針」 (国営:その1) H24.3. (単位:%)				
予 算 区 分	事 業 等	地 帯 区 分	農 林 水 産 省				備 考		
			農 林 水 産 省						
			国 庫 率	都 府 県	市 町 村				
ア	イ	ウ	エ						
農業生産基盤保全管理・整備事業費	かんがい排水事業費 畑地帯総合土地改良パイロット事業費	国営かんがい排水<一般型>	75	70	25	5	総合かんがい排水は、注4)による。 〔 〕書はかんがい排水の農業用水再編対策事業(地域用水機能増進型)及び流域水質保全機能増進事業に適用する。但しダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 ( )書は国営施設機能保全事業及び国営施設応急対策事業に適用する。 「畑：ファームボンド、先行核地域及び農業水利制御システム」とは国営かんがい排水事業実施要綱(平成13年3月30日付け12農振第1665号農林水産事務次官通達)第2の3、4及び5により行う事業を示す。 「田以外：特殊土壌等」とは、平成5年4月1日付け5構改D第194号による改正前の国営かんがい排水事業実施要綱第6の1の(1)のウの(イ)及び(2)に規定する特殊土壌地帯における田以外にかかる部分並びに琵琶湖総合開発特別措置法(昭和47年法律第64号)に基づく指定に係る事業を示す。		
		(かんがい排水) (造成土地改良施設整備) (明渠排水) (内水排除) (施設改修) (総合かんがい排水) (畑地帯水源整備) (広域かんがい排水)	70 2/3 2/3 2/3 [ ] [2/3] ( ) (2/3)	23.4 20.9 19 17 [17] (17)	8 8 6 7 (6)	5 8 8 6 [7] (6)			
	<特別型>	74 69 69 66 63 58	70 70 2/3 2/3 2/3	25 20 23.4 21 19 17	5 8 8 8 7 6				
	(かんがい排水) (内水排除) (総合かんがい排水) (畑地帯水源整備) (広域かんがい排水)	63 48	2/3 (2/3)	17 (17)	6 9				
	農用地再編整備事業費	国営農用地再編整備<一般型>	75	70	17.5	5	< >書は農地再編整備の中山間地域型に適用する。 ( )書は国営緊急農地再編整備に適用する。		
	国営農用地再編開発事業費	(農地再編整備) (農地開発) (総合農地開発)	60 < > < 65 > < 60 > < 50 > ( )	2/3 < 2/3 > < 55 > < 55 > < 2/3 >	< 17.5 > < 17 > < 24.4 > < 28 > < 29 > ( 25.2 )	< 5 > < 6 > < 10 > < 11 > < 14 > ( 5 )			
	国営農用地開発事業費	(農地再編整備) (農地開発) (総合農地開発)	74 58	70 2/3	17 17	5 6			
	直轄干拓事業費	草 地 開 発<一般型>	74 65	70 2/3	17 17	5 6			
		国 営 干 拓<一般型>	72 72 70 70	70 2/3 70 2/3	13 16.4 12 15.4	0 0 0 0			
		<特別型>	75 75 72 72	70 2/3 70 2/3	15 18.4 13 16.4	0 0 0 0			
農地等保全事業費	総合農地防災事業費	国営総合農地防災<一般型> (総合農地防災)	75 65	70 2/3 50	30 30 35	0 3.4 15			

( 国 営 : そ の 2 )

H 2 5 . 3 .  
( 単 位 : % )

予 算 区 分 食料安定供給特別会計(歳出) 一 般 会 計 ( 歳 出 )	事 業 等	地 帯 区 分				備 考	
		北 海 道					
		国 庫 率	道	市町村			
				ア	イ		ウ
農業生産基盤保 全管理・整備事 業費	か ん が い 排 水 事 業 費 畑地帯総合土地改良 パイロット事業費	国営かんがい排水 <一般型>	90	85	12	2	総合かんがい排水は、注4) による。 < >書は、直轄明渠排水及び 内水排除に適用し、当該市町村 工欄の値については平成4年度 以前の事業実施分にも適用す る。 [ ]書は、かんがい排水の環 境保全型かんがい排水事業、農 業用水再編対策事業(地域用水 機能増進型)及び流域水質保全 機能増進事業に適用する。但し ダム、頭首工等の基幹的施設は 除く。 ( )書は国営施設機能保全事 業及び国営施設応急対策事業に 適用する。 {ただし 畑:ファームボンド、先行 核地域及び農業水利制御システム} 9
		(かんがい排水)	85	85	10	2	
		(造成土地改良 施設整備)	85	80	15	2	
		(明渠排水)	[ ]	[80]	[15]	[3]	
		(内水排除)	<80>	<75>	<19>	<6>	
		(施設改修)	80	75	19	3	
		(総合かんがい排水)	80	85	15	0	
		(畑地帯水源整備)	77.5	75	22.5	2.5	
		(広域かんがい排水)	75	75	20	4	
			70	75	17	3	
	[ ]	[75]	[17]	[4]			
	( )	(85)	(12)	(2)			
	( )	(80)	(15)	(2)			
	( )	(75)	(17)	(3)			
	65	2/3	23	5			
	55	60	27	5			
	{ただし 畑:ファームボンド、先行 核地域及び農業水利制御システム}	55	50	27.5	9		
	<特別型>	89	85	12	2	「畑:ファームボンド、先行 核地域及び農業水利制御システ ム」とは国営かんがい排水事業 実施要綱(平成13年3月30日付 け12農振第1665号農林水産事務 次官通達)第2の3、4及び5 により行う事業を示す。	
	(かんがい排水)	<85>	<80>	<15>	<5>		
	(内水排除)	84	85	10	2		
	(総合かんがい排水)	84	80	15	2		
	(畑地帯水源整備)	<80>	<75>	<19>	<6>		
	(広域かんがい排水)	79	85	15	0		
		76.5	85	13	2		
		76.5	75	22.5	2.5		
		74	75	20	4		
		69	75	17	3		
		{ただし 畑:ファームボンド、先行 核地域及び農業水利制御システム}	53	50	26.5	9	
農用地再編整備 事業費	国営農用地再編整備 <一般型> (農地再編整備) 国営農用地再編開発 事業費 (農地開発) (総合農地開発) (国営緊急農地再編 整備)	<一般型>	80	75	15	4	< >書は農地再編整備の中山 間地域型に適用する。 ( )書は国営緊急農地再編整 備に適用する。
		(農地再編整備)	67.5	75	13	5	
		(農地開発)	65	75	13	5	
		(総合農地開発)	< >	<75>	<18>	<4>	
		(国営緊急農地再編 整備)	<60>	<55>	<28>	<11>	
			<60>	<50>	<33>	<11>	
			<55>	<50>	<31>	<13>	
			<50>	<50>	<29>	<14>	
			( )	(75)	(18.3)	(4)	
			( )	(75)	(18.3)	(4)	
	<特別型> (農地開発) (総合農地開発)						
草地開発 <一般型>	70	70	20	4			
	75	70	22	3			
直轄干拓事業費	国 営 干 拓 <一般型>						
	<特別型>						
農地等保全事業 費	総合農地防災 事業費	国営総合農地防災 <一般型> (総合農地防災)	65	75	25	0	

( 国 営 : そ の 2 )

H 2 4 . 3 .  
( 単 位 : % )

予 算 区 分 食料安定供給特別会計(歳出) 一 般 会 計 ( 歳 出 )	事 業 等	地 帯 区 分				備 考	
		北 海 道					
		国 庫 率	道	市町村			
				ア	イ		ウ
農業生産基盤保 全管理・整備事 業費	か ん が い 排 水 事 業 費 畑地帯総合土地改良 パイロット事業費	国営かんがい排水 <一般型>	90	85	12	2	総合かんがい排水は、注4) による。 < >書は、直轄明渠排水及び 内水排除に適用し、当該市町村 工欄の値については平成4年度 以前の事業実施分にも適用す る。 [ ]書は、かんがい排水の環 境保全型かんがい排水事業、農 業用水再編対策事業(地域用水 機能増進型)及び流域水質保全 機能増進事業に適用する。但し ダム、頭首工等の基幹的施設は 除く。 ( )書は国営施設機能保全事 業に適用する。 {ただし 畑:ファームボンド、先行 核地域及び農業水利制御システム} 9
		(かんがい排水)	<85>	<80>	<15>	<5>	
		(造成土地改良 施設整備)	85	85	10	2	
		(明渠排水)	[ ]	[80]	[15]	[3]	
		(内水排除)	<80>	<75>	<19>	<6>	
		(施設改修)	80	75	19	3	
		(総合かんがい排水)	80	85	15	0	
		(畑地帯水源整備)	77.5	75	22.5	2.5	
		(広域かんがい排水)	75	75	20	4	
			70	75	17	3	
	[ ]	[75]	[17]	[4]			
	( )	(85)	(12)	(2)			
	( )	(80)	(15)	(2)			
	( )	(75)	(17)	(3)			
	65	2/3	23	5			
	55	60	27	5			
	{ただし 畑:ファームボンド、先行 核地域及び農業水利制御システム}	55	50	27.5	9		
	<特別型>	89	85	12	2	「畑:ファームボンド、先行 核地域及び農業水利制御システ ム」とは国営かんがい排水事業 実施要綱(平成13年3月30日付 け12農振第1665号農林水産事務 次官通達)第2の3、4及び5 により行う事業を示す。	
	(かんがい排水)	<85>	<80>	<15>	<5>		
	(内水排除)	84	85	10	2		
	(総合かんがい排水)	84	80	15	2		
	(畑地帯水源整備)	<80>	<75>	<19>	<6>		
	(広域かんがい排水)	79	85	15	0		
		76.5	85	13	2		
		76.5	75	22.5	2.5		
		74	75	20	4		
		69	75	17	3		
		{ただし 畑:ファームボンド、先行 核地域及び農業水利制御システム}	53	50	26.5	9	
農用地再編整備 事業費	国営農用地再編整備 <一般型> (農地再編整備) 国営農用地再編開発 事業費 (農地開発) (総合農地開発) (国営緊急農地再編 整備)	<一般型>	80	75	15	4	< >書は農地再編整備の中山 間地域型に適用する。 ( )書は国営緊急農地再編整 備に適用する。
		(農地再編整備)	67.5	75	13	5	
		(農地開発)	65	75	13	5	
		(総合農地開発)	< >	<75>	<18>	<4>	
		(国営緊急農地再編 整備)	<60>	<55>	<28>	<11>	
			<60>	<50>	<33>	<11>	
			<55>	<50>	<31>	<13>	
			<50>	<50>	<29>	<14>	
			( )	(75)	(18.3)	(4)	
			( )	(75)	(18.3)	(4)	
	<特別型> (農地開発) (総合農地開発)						
草地開発 <一般型>	70	70	20	4			
	75	70	22	3			
直轄干拓事業費	国 営 干 拓 <一般型>						
	<特別型>						
農地等保全事業 費	総合農地防災 事業費	国営総合農地防災 <一般型> (総合農地防災)	65	75	25	0	

H25.3.  
(単位: %)

(国営:その3)

予 算 区 分	事 業 等	地 帯 区 分				備 考	
		沖 縄					
		国 庫 率	県	市町村			
ア	イ	ウ	エ				
農業生産基盤保全管理・整備事業費 一般会計(歳出)	かんがい排水事業費 (かんがい排水) (造成土地改良施設整備) (明渠排水) (内水排除) (施設改修) (総合かんがい排水) (畑地帯水源整備) (広域かんがい排水)	国営かんがい排水<一般型> [ ] [ 90 ] [ 7 ] [ 1.5 ] ( ) ( 95 ) ( 5 ) ( 0 ) ( ) ( 90 ) ( 7 ) ( 1 )	100 85	95 90	5 7	0 1	総合かんがい排水は、注4)による。 [ ]書は、かんがい排水の環境保全型かんがい排水事業及び流域水質保全機能増進事業に適用する。但しダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 ( )書は国営施設機能保全事業及び国営施設応急対策事業に適用する。 「畑：ファームボンド、先行核地域及び農業水利制御システム」とは国営かんがい排水事業実施要綱(平成13年3月30日付け12農振第1665号農林水産事務次官通達)第2の3、4及び5により行う事業を示す。
	<特別型> (かんがい排水) (内水排除) (総合かんがい排水) (畑地帯水源整備) (広域かんがい排水)						
農用地再編整備事業費 国営農用地再編開発事業費 国営農用地開発事業費 直轄干拓事業費	国営農用地再編整備						
	国営農用地再編開発<一般型> (農地再編整備) (農地開発) (総合農地開発)						
	<特別型> (農地開発) (総合農地開発)						
	草地開発<一般型>						
国営干拓<一般型>							
<特別型>							
農地等保全事業費	総合農地防災事業費	国営総合農地防災<一般型> (総合農地防災)					

H24.3.  
(単位: %)

(国営:その3)

予 算 区 分	事 業 等	地 帯 区 分				備 考	
		沖 縄					
		国 庫 率	県	市町村			
ア	イ	ウ	エ				
農業生産基盤保全管理・整備事業費 一般会計(歳出)	かんがい排水事業費 (かんがい排水) (造成土地改良施設整備) (明渠排水) (内水排除) (施設改修) (総合かんがい排水) (畑地帯水源整備) (広域かんがい排水)	国営かんがい排水<一般型> [ ] [ 90 ] [ 7 ] [ 1.5 ] ( ) ( 95 ) ( 5 ) ( 0 ) ( ) ( 90 ) ( 7 ) ( 1 )	100 85	95 90	5 7	0 1	総合かんがい排水は、注4)による。 [ ]書は、かんがい排水の環境保全型かんがい排水事業及び流域水質保全機能増進事業に適用する。但しダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 ( )書は国営施設機能保全事業に適用する。 「畑：ファームボンド、先行核地域及び農業水利制御システム」とは国営かんがい排水事業実施要綱(平成13年3月30日付け12農振第1665号農林水産事務次官通達)第2の3、4及び5により行う事業を示す。
	<特別型> (かんがい排水) (内水排除) (総合かんがい排水) (畑地帯水源整備) (広域かんがい排水)						
農用地再編整備事業費 国営農用地再編開発事業費 国営農用地開発事業費 直轄干拓事業費	国営農用地再編整備						
	国営農用地再編開発<一般型> (農地再編整備) (農地開発) (総合農地開発)						
	<特別型> (農地開発) (総合農地開発)						
	草地開発<一般型>						
国営干拓<一般型>							
<特別型>							
農地等保全事業費	総合農地防災事業費	国営総合農地防災<一般型> (総合農地防災)					

( 国 営 : そ の 4 )

H 2 5 . 3 .  
( 単 位 : % )

予 算 区 分 食料安定供給特別会計(歳出) 一 般 会 計 ( 歳 出 )	事 業 等	備 考	地 帯 区 分				
			電 美				
			国 庫 率	県	市 町 村		
			ア	イ	ウ	エ	
農業生産基盤保 全管理・整備事 業費	か ん が い 排 水 事 業 費 (かんがい排水 <一般型>)	国 営 かん が い 排 水 <一般型>	95 85	90 90	8 7	1 1	総合かんがい排水は、注4) による。 [ ]書は流域水質保全機能増 進事業に適用する。但しダム、 頭首工等の基幹的施設は除く。 ( )書及び<>書は国営施設 機能保全事業及び国営施設応急 対策事業に適用する。なお、 ( )書はため池に適用する。 「畑：ファームポンド、先行 核地域及び農業水利制御システ ム」とは国営かんがい排水事業 実施要綱(平成13年3月30日付 け12農振第1665号農林水産事務 次官通達)第2の3、4及び5 により行う事業を示す。
	畑地帯総合土地改良 パイロット事業費 (かんがい排水 ) (造成土地改良 施設整備 ) (明渠排水 ) (内水排除 ) (施設改修 ) (総合かんがい排水 ) (畑地帯水源整備 ) (広域かんがい排水 )	{ただし 畑：ファームポンド、先行 核地域及び農業水利制御システム}	70	65	20	6	
	<特別型> (かんがい排水 ) (内水排除 ) (総合かんがい排水 ) (畑地帯水源整備 ) (広域かんがい排水 )						
農 用 地 再 編 整 備 事 業 費	国 営 農 用 地 再 編 整 備 事 業 費						
国 営 農 用 地 再 編 開 発 事 業 費	国 営 農 用 地 再 編 開 発 事 業 費 (農地再編整備 ) (農地開発 ) (総合農地開発 )	90	85	10	2		
国 営 農 用 地 開 発 事 業 費	<特別型> (農地開発 ) (総合農地開発 )						
	草 地 開 発 <一般型>						
直 轄 干 拓 事 業 費	国 営 干 拓 <一般型>						
	<特別型>						
農地等保全事業 費	総 合 農 地 防 災 事 業 費	国 営 総 合 農 地 防 災 <一般型> (総合農地防災 )					

( 国 営 : そ の 4 )

H 2 4 . 3 .  
( 単 位 : % )

予 算 区 分 食料安定供給特別会計(歳出) 一 般 会 計 ( 歳 出 )	事 業 等	備 考	地 帯 区 分				
			電 美				
			国 庫 率	県	市 町 村		
			ア	イ	ウ	エ	
農業生産基盤保 全管理・整備事 業費	か ん が い 排 水 事 業 費 (かんがい排水 <一般型>)	国 営 かん が い 排 水 <一般型>	95 85	90 90	8 7	1 1	総合かんがい排水は、注4) による。 [ ]書は流域水質保全機能増 進事業に適用する。但しダム、 頭首工等の基幹的施設は除く。 ( )書及び<>書は国営施設 機能保全事業に適用する。なお、 ( )書はため池に適用する。 「畑：ファームポンド、先行 核地域及び農業水利制御システ ム」とは国営かんがい排水事業 実施要綱(平成13年3月30日付 け12農振第1665号農林水産事務 次官通達)第2の3、4及び5 により行う事業を示す。
	畑地帯総合土地改良 パイロット事業費 (かんがい排水 ) (造成土地改良 施設整備 ) (明渠排水 ) (内水排除 ) (施設改修 ) (総合かんがい排水 ) (畑地帯水源整備 ) (広域かんがい排水 )	{ただし 畑：ファームポンド、先行 核地域及び農業水利制御システム}	70	65	20	6	
	<特別型> (かんがい排水 ) (内水排除 ) (総合かんがい排水 ) (畑地帯水源整備 ) (広域かんがい排水 )						
農 用 地 再 編 整 備 事 業 費	国 営 農 用 地 再 編 整 備 事 業 費						
国 営 農 用 地 再 編 開 発 事 業 費	国 営 農 用 地 再 編 開 発 事 業 費 (農地再編整備 ) (農地開発 ) (総合農地開発 )	90	85	10	2		
国 営 農 用 地 開 発 事 業 費	<特別型> (農地開発 ) (総合農地開発 )						
	草 地 開 発 <一般型>						
直 轄 干 拓 事 業 費	国 営 干 拓 <一般型>						
	<特別型>						
農地等保全事業 費	総 合 農 地 防 災 事 業 費	国 営 総 合 農 地 防 災 <一般型> (総合農地防災 )					

( 国 営 : その 5 )

H 2 5 . 3 .  
( 単 位 : % )

予 算 区 分	事 業 等	地 帯 区 分				備 考	
		離 島					
		国 庫 率	都 県	市 町 村			
ア	イ	ウ	エ				
農業生産基盤 全管理・整備事 業費	かんがい排水 事業費	国営かんがい排水 <一般型>	90	85	12	2	総合かんがい排水は、注4) による。 〔 〕書はかんがい排水の農業 用水再編対策事業(地域用水機 能増進型)及び流域水質保全機 能増進事業に適用する。但しダ ム、頭首工等の基幹的施設は除 く。 ( )書は国営施設機能保全事 業及び国営施設応急対策事業に 適用する。 「畑：ファームポンド、先行 核地域及び農業水利制御システ ム」とは国営かんがい排水事業 実施要綱(平成13年3月30日付 け12農振第1665号農林水産事務 次官通達)第2の3、4及び5 により行う事業を示す。
	畑地帯総合土地改良 パイロット事業費	(かんがい排水 ) (造成土地改良 施設整備) (明渠排水 ) (内水排除 ) (施設改修 ) (総合かんがい排水) (畑地帯水源整備 ) (広域かんがい排水)	85 85 85 [ ] [ 80 ] 80 77.5 77.5 75 70 [ ] [ 75 ] ( ) ( 85 ) ( ) ( 80 ) ( ) ( 75 )	10 15 13 22.5 20 17 [ 15 ] [ 3 ] 15 13 2.5 4 3 [ 17 ] [ 4 ] ( 12 ) ( 2 ) ( 15 ) ( 2 ) ( 17 ) ( 3 )	2 2 2 0 2 2.5 4 3 [ 3 ] ( 2 ) ( 2 ) ( 3 )		
		<特別型>	89 84 84 79 76.5 76.5 74 69	85 85 80 85 85 75 75 75	12 10 15 15 13 22.5 20 17	2 2 2 0 2 2.5 4 3	
			55	50	27.5	9	
			53	50	26.5	9	
	農用地再編整備 事業費	国営農用地再編整備 事業費					
	国営農用地再編開発 事業費	国営農用地再編開発 <一般型> (農地再編整備 ) (農地開発 )					
	国営農用地開発 事業費	(農地再編整備 ) (農地開発 ) (総合農地開発 )					
		<特別型> (農地開発 ) (総合農地開発 )					
	草地開発 <一般型>	草地開 発 <一般型>					
	直轄干拓事業費	国 営 干 拓 <一般型>					
		<特別型>					
農地等保全事業 費	総合農地防災 事業費	国営総合農地防災 <一般型> (総合農地防災 )					

H 2 4 . 3 .  
( 単 位 : % )

( 国 営 : その 5 )

予 算 区 分	事 業 等	地 帯 区 分				備 考	
		離 島					
		国 庫 率	都 県	市 町 村			
ア	イ	ウ	エ				
農業生産基盤 全管理・整備事 業費	かんがい排水 事業費	国営かんがい排水 <一般型>	90	85	12	2	総合かんがい排水は、注4) による。 〔 〕書はかんがい排水の農業 用水再編対策事業(地域用水機 能増進型)及び流域水質保全機 能増進事業に適用する。但しダ ム、頭首工等の基幹的施設は除 く。 ( )書は国営施設機能保全事 業に適用する。 「畑：ファームポンド、先行 核地域及び農業水利制御システ ム」とは国営かんがい排水事業 実施要綱(平成13年3月30日付 け12農振第1665号農林水産事務 次官通達)第2の3、4及び5 により行う事業を示す。
	畑地帯総合土地改良 パイロット事業費	(かんがい排水 ) (造成土地改良 施設整備) (明渠排水 ) (内水排除 ) (施設改修 ) (総合かんがい排水) (畑地帯水源整備 ) (広域かんがい排水)	85 85 85 [ ] [ 80 ] 80 77.5 77.5 75 70 [ ] [ 75 ] ( ) ( 85 ) ( ) ( 80 ) ( ) ( 75 )	10 15 13 22.5 20 17 [ 15 ] [ 3 ] 15 13 2.5 4 3 [ 17 ] [ 4 ] ( 12 ) ( 2 ) ( 15 ) ( 2 ) ( 17 ) ( 3 )	2 2 2 0 2 2.5 4 3 [ 3 ] ( 2 ) ( 2 ) ( 3 )		
		<特別型>	89 84 84 79 76.5 76.5 74 69	85 85 80 85 85 75 75 75	12 10 15 15 13 22.5 20 17	2 2 2 0 2 2.5 4 3	
			55	50	27.5	9	
			53	50	26.5	9	
	農用地再編整備 事業費	国営農用地再編整備 事業費					
	国営農用地再編開発 事業費	国営農用地再編開発 <一般型> (農地再編整備 ) (農地開発 )					
	国営農用地開発 事業費	(農地再編整備 ) (農地開発 ) (総合農地開発 )					
		<特別型> (農地開発 ) (総合農地開発 )					
	草地開発 <一般型>	草地開 発 <一般型>					
	直轄干拓事業費	国 営 干 拓 <一般型>					
		<特別型>					
農地等保全事業 費	総合農地防災 事業費	国営総合農地防災 <一般型> (総合農地防災 )					

(都道府県営:その1)

H25.3.  
(単位:%)

Table with columns: 予算区分 (一般会計(歳出)), 事業等, 地域区分 (農林水産省, 国庫率, 都府県, 市町村), 備考. Rows include: 農業生産基盤保全管理・整備事業費, かんがい排水事業費補助, 経営体育成基盤整備事業費補助, 圃場整備事業費補助, 諸土地改良事業費補助, 畑地帯総合農地整備事業費補助.

(都道府県営:その1)

H24.3.  
(単位:%)

Table with columns: 予算区分 (一般会計(歳出)), 事業等, 地域区分 (農林水産省, 国庫率, 都府県, 市町村), 備考. Rows include: 農業生産基盤保全管理・整備事業費, かんがい排水事業費補助, 経営体育成基盤整備事業費補助, 圃場整備事業費補助, 諸土地改良事業費補助, 畑地帯総合農地整備事業費補助.

(都道府県営:その2)

H25.3  
(単位:%)

Table with columns: 予算区分 (General Accounting), 事業等 (Businesses), 地域区分 (Regional Classification: National, Prefecture, City/Town/Village), and 備考 (Remarks). Rows include Rural Preparation Expenses, Rural Comprehensive Preparation Expenses, Rural Revitalization Expenses, Mountain Area Comprehensive Preparation Expenses, Agricultural Land Safety Expenses, and Agricultural Land Safety Expenses.

(都道府県営:その2)

H24.3  
(単位:%)

Table with columns: 予算区分 (General Accounting), 事業等 (Businesses), 地域区分 (Regional Classification: National, Prefecture, City/Town/Village), and 備考 (Remarks). Rows include Rural Preparation Expenses, Rural Comprehensive Preparation Expenses, Rural Revitalization Expenses, Mountain Area Comprehensive Preparation Expenses, Agricultural Land Safety Expenses, and Agricultural Land Safety Expenses.

(都道府県営:その3)

H25.3.  
(単位:%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考		
		農 林 水 産 省						
		国 庫 率	都 府 県	市 町 村				
ア	イ	ウ	エ					
農地等保全事業費	農村地域防災減災事業	農 地 防 災 (防災ダム)	65	55	39	6	注7)に該当するものに適用する。	
			60	55	34	11		
			60	50	39	11		
			55	50	34	16		
			50	50	32	18		
			—	55	39	6		
			—	55	34	11		
			—	55	34	11		
			—	50	34	16		
			—	55	34	11		
			< 60 >	<55>	<37>	< 8 >		注8)に該当するものに適用する。 < >書は農村保全管理施設のうち河川工作物応急対策に係るものに適用する。
			< 60 >	<50>	<42>	< 8 >		
			< >	<55>	<42>	< 3 >		
			60	55	28	11		
			60	50	33	11		
—	55	33	11					
<50>	<50>	<32>	<18>					
< >	<55>	<32>	<13>					
< >	<50>	<32>	<18>					
< >	<55>	<32>	<13>					
50	50	29	14					
—	55	29	14					
農地保全整備(農地保全整備)			65	55	30	10		
			—	50	32	18		
			50	50	29	14		
			45	45	31	16		
			40	40	30	11		
水質保全対策 地盤沈下対策 総合農地防災	水質保全対策 地盤沈下対策 総合農地防災	(水質保全対策) (地盤沈下対策) (総合農地防災)	60	55	34	11	農村地域環境保全整備(農業生産基盤整備及び農村保全管理施設に係るものは、注4)による。 水質保全対策のうち水質保全施設に係るもの、公害防止計画に基づくもの及び水質保全施設と併せ行う施設に適用する。 ( )書は特定農業用管水路等特別対策に適用する。	
			60	50	39	11		
			55	50	34	16		
			50	50	32	18		
			—	55	39	6		
			—	55	34	11		
			( )	(50)	(35)	(10)		
			( )	(55)	(35)	(10)		
			< >	<50>	<25>	<11>		
			45	27.5	10	10		
50	25	10	10					
戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業費	戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業費補助	水 利 施 設 整 備	65	65	17.5	7	< >書は地域用水機能増進型に適用する。但しダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 [ ]書は基幹水利施設保全型に適用する。	
			60	60	20	8		
			50	50	25	10		
農 地 整 備 (経営体育成型)			< >	<50>	<25>	<11>	嘗農環境整備(注15)を除く。	
			45	27.5	10	10		
			50	25	10	10		
			[ ]	[50]	[25]	[10]		
			50	27.5	10	10		
55	27.5	10	10					

(都道府県営:その3)

H24.3.  
(単位:%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考					
		農 林 水 産 省									
		国 庫 率	都 府 県	市 町 村							
ア	イ	ウ	エ								
戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業費	戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業費補助	水 利 施 設 整 備	65	65	17.5	7	< >書は地域用水機能増進型に適用する。但しダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 [ ]書は基幹水利施設保全型に適用する。				
			60	60	20	8					
			50	50	25	10					
			< >	<50>	<25>	<11>					
			45	27.5	10	10					
			50	25	10	10					
			55	25	10	10					
			[ ]	[50]	[25]	[10]					
			農 地 整 備 (経営体育成型)			50		27.5	10	嘗農環境整備(注15)を除く。	
						55		27.5	10		10
						55		27.5	10		10



(都道府県営:その4)

H25.3.  
(単位:%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考				
		農 林 水 産 省								
		国 庫 率	都 府 県		市 町 村					
		ア	イ	ウ	エ					
戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業費	農 地 整 備 (畑地帯担い手育成型) (畑地帯担い手支援型) (畑地帯総合整備・緊急整備型) (畑地帯総合整備・一般型)		50	25	10	営農環境整備(注15)を除く。				
			50	25	10					
		50	50	25	10					
		65 50	65 50	17.5 25	7.5 10					
	草地畜産基盤整備		50 55	25 25	10 10	雑用水施設整備及び利用施設整備(注15)を除く。				
	農 地 防 災		55 50	35 35	10 15					
6次産業化等促進基盤整備事業	6次産業化等促進基盤整備事業	水 利 施 設 整 備	65	65	17.5	7	<>書は地域用水機能増進型に適用する。但しダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 〔 〕書は基幹水利施設保全型に適用する。			
			60	60	20	8				
			50	50	25	10				
			<>	<50>	<25>	<11>				
			—	45	27.5	10				
			—	50	25	10				
			—	55	25	10				
			〔 〕	〔50〕	〔25〕	〔10〕				
			農 地 整 備	(経営体育成型) (畑地帯担い手育成型) (畑地帯担い手支援型) (畑地帯総合整備・緊急整備型) (畑地帯総合整備・一般型)	—	50 55		27.5 27.5	10 10	営農環境整備(注15)を除く。
					—	50		25	10	
—	50	25			10					
50	50	25			10					
65 50	65 50	17.5 25			7.5 10					
<>	<50>	<27.5>			<10>					
(50)	(50)	(25)	(10)							
( )	(50)	(25)	(10)							
( )	(55)	(25)	(10)							
農 地 整 備	(経営体育成型) (畑地帯担い手育成型) (畑地帯担い手支援型) (畑地帯総合整備・緊急整備型) (畑地帯総合整備・一般型)		50 55	27.5 27.5	10 10	営農環境整備、地域水田農業再生緊急整備のうち営農用水及び農業集落環境管理施設整備、耕作放棄地解消・発生防止基盤整備のうち農村生活環境基盤整備(注15)を除く。				
			50	25	10					
			50	25	10					
		50	50	25	10					
		65 50	65 50	17.5 25	7.5 10					
			50 55	25 25	10 10		雑用水施設整備及び利用施設整備(注15)を除く。			
(農山漁村地域整備事業費) (地域自主戦略交付金)	(農山漁村地域整備交付金) (地域自主戦略交付金)	経営体育成基盤整備	<>	<50>	<27.5>	<10>	<>書は一般型、面的集積型、農業生産法人等育成型に適用する。 ( )書は排水対策型、水利施設整備型、畑地帯担い手育成型、畑地帯担い手支援型、草地整備型、畜産担い手総合整備型、草地林地総合整備型に適用する。			
		農 地 整 備		50 55	27.5 27.5	10 10	営農環境整備、地域水田農業再生緊急整備のうち営農用水及び農業集落環境管理施設整備、耕作放棄地解消・発生防止基盤整備のうち農村生活環境基盤整備(注15)を除く。			
		(経営体育成型)		50 55	27.5 27.5	10 10	営農環境整備、地域水田農業再生緊急整備のうち営農用水及び農業集落環境管理施設整備、耕作放棄地解消・発生防止基盤整備のうち農村生活環境基盤整備(注15)を除く。			
		(畑地帯担い手育成型)		50	25	10				
		(畑地帯担い手支援型)		50	25	10				
		(畑地帯総合整備・緊急整備型)	50	50	25	10				
		(畑地帯総合整備・一般型)	65 50	65 50	17.5 25	7.5 10				
		草地畜産基盤整備		50 55	25 25	10 10	雑用水施設整備及び利用施設整備(注15)を除く。			

(都道府県営:その3)

H24.3.  
(単位:%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考		
		農 林 水 産 省						
		国 庫 率	都 府 県		市 町 村			
		ア	イ	ウ	エ			
戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業費	農 地 整 備 (畑地帯担い手育成型) (畑地帯担い手支援型) (畑地帯総合整備・緊急整備型) (畑地帯総合整備・一般型)		50	25	10	営農環境整備(注15)を除く。		
			50	25	10			
		50	50	25	10			
		65 50	65 50	17.5 25	7.5 10			
		草地畜産基盤整備		50 55	25 25		10 10	雑用水施設整備及び利用施設整備(注15)を除く。
		農 地 防 災		55 50	35 35		10 15	
(農山漁村地域整備事業費) (地域自主戦略交付金)	(農山漁村地域整備交付金) (地域自主戦略交付金)	経営体育成基盤整備	<>	<50>	<27.5>	<10>	<>書は一般型、面的集積型、農業生産法人等育成型に適用する。 ( )書は排水対策型、水利施設整備型、畑地帯担い手育成型、畑地帯担い手支援型、草地整備型、畜産担い手総合整備型、草地林地総合整備型に適用する。	
		農 地 整 備		50 55	27.5 27.5	10 10	営農環境整備、地域水田農業再生緊急整備のうち営農用水及び農業集落環境管理施設整備、耕作放棄地解消・発生防止基盤整備のうち農村生活環境基盤整備(注15)を除く。	
		(経営体育成型)		50 55	27.5 27.5	10 10	営農環境整備、地域水田農業再生緊急整備のうち営農用水及び農業集落環境管理施設整備、耕作放棄地解消・発生防止基盤整備のうち農村生活環境基盤整備(注15)を除く。	
		(畑地帯担い手育成型)		50	25	10		
		(畑地帯担い手支援型)		50	25	10		
		(畑地帯総合整備・緊急整備型)	50	50	25	10		
		(畑地帯総合整備・一般型)	65 50	65 50	17.5 25	7.5 10		
		草地畜産基盤整備		50 55	25 25	10 10	雑用水施設整備及び利用施設整備(注15)を除く。	

(都道府県営:その5)

H25.3.  
(単位:%)

Table with columns: 予算区分 (General Accounting), 事業等 (Waterworks, Agriculture, etc.), 地帯区分 (Regional Division), 備考 (Remarks). Includes sub-headers for 農林水産省 (Agriculture, Forestry, Fisheries) and 国庫率 (National Treasury Rate).

(都道府県営:その4)

H24.3.  
(単位:%)

Table with columns: 予算区分 (General Accounting), 事業等 (Waterworks, Agriculture, etc.), 地帯区分 (Regional Division), 備考 (Remarks). Includes sub-headers for 農林水産省 (Agriculture, Forestry, Fisheries) and 国庫率 (National Treasury Rate).





(都道府県営:その8)

H25.3.  
(単位:%)

Table with columns for budget division, business type, regional division (North Sea Area), and notes. Includes rows for agricultural water management, irrigation, and rural development.

(都道府県営:その5)

H24.3.  
(単位:%)

Table with columns for budget division, business type, regional division (North Sea Area), and notes. Includes rows for agricultural water management, irrigation, and rural development.

(都道府県営:その9)

H25.3.  
(単位:%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考		
		北 海 道						
		国 庫 率	道	市町村				
ア	イ	ウ	エ					
農村整備事業費	農村振興整備事業費補助	農村振興総合整備	50	25	10	農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。		
		田園整備	50	25	10	農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。		
	中山間総合整備事業費補助	中山間総合整備						
		(中山間地域総合整備)	<75> <2/3> <60> 60 <55>	<60> <50> <55> 55 <50>	<27.5> <33.3> <25> 30 <27.5>	<5> <6> <8> 10 <8>	農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。 <>書は従前の開拓地整備に 適用する。 農村生活環境整備及び保全管 理等(注15)を除く。	
(農地環境整備)	60	55	30	10				
	(中山間地域総合農地防災)		(55) 55	(36) 33	(9) 11	( )書は農地機能保全対策 に適用する。		
農地等保全事業費	農地防災事業費補助	農地防災	(防災ダム)	65 60 60 55 50 55 50	55 55 50 50 55 50 50	39 34 39 34 32 34 34	6 11 11 16 18 11 16	注7)に該当するものに適用 する。
			(ため池等整備)	<60> <60> 60 60 <50> <> 50 ( )	<55> <50> 55 50 <50> <50> (55)	<37> <42> 28 33 <32> <32> 29 33 (28)	<8> <8> 11 11 <18> <18> 14 14 (11)	注8)に該当するものに適用 する。 <>書は農村保全管理施設の うち河川工作物応急対策に係る ものに適用する。 ( )書は 地域ため池総合整 備のうち大規模に適用する。
		(湛水防除)	60 60 55 50	55 50 50 50	37 42 37 32	8 8 13 18		
		農地保全事業費補助	農地保全整備(農地保全整備)	60 55 50	50 50 50	36 33 31 29	14 11 13 14	地すべり対策を除く。
		農村環境保全対策事業費補助	水質保全対策 公害防除特別土地改良 地盤沈下対策 総合農地防災	2/3 65 55 50 <> <> ( ) [ ] [ ]	55 55 50 50 <55> <50> (50) [55] [50]	41 41 34 32 <36> <36> (35) [29] [29]	4 4 16 18 <9> <14> (10) [14] [14]	農村地域環境保全整備は、注 4)による。 <>書は国営総合農地防犯事 業に附帯する県営防災事業に適 用する。 ( )書は特定農業用管路 等特別対策に適用する。 [ ]書は農村災害対策整備事 業のうち農業生産基盤整備に係 るものみに適用する。
		震災対策農業水利施設整備事業費補助	震災対策農業水利施設整備	<> <>	<55> <50>	<37> <32>	<8> <18>	
		農村地域防災減災事業	農地防災					
			(防災ダム)	65 60 60 55 50 — — — — — —	55 55 50 50 55 55 55 50 55 55	39 34 39 34 32 39 34 34 34 34 32	6 11 11 16 18 6 11 11 16 11 13	注7)に該当するものに適用 する。

(都道府県営:その6)

H24.3.  
(単位:%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考		
		北 海 道						
		国 庫 率	道	市町村				
ア	イ	ウ	エ					
農村整備事業費	農村振興整備事業費補助	農村振興総合整備	50	25	10	農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。		
		田園整備	50	25	10	農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。		
	中山間総合整備事業費補助	中山間総合整備						
		(中山間地域総合整備)	<75> <2/3> <60> 60 <55>	<60> <50> <55> 55 <50>	<27.5> <33.3> <25> 30 <27.5>	<5> <6> <8> 10 <8>	農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。 <>書は従前の開拓地整備に 適用する。 農村生活環境整備及び保全管 理等(注15)を除く。	
(農地環境整備)	60	55	30	10				
	(中山間地域総合農地防災)		(55) 55	(36) 33	(9) 11	( )書は農地機能保全対策 に適用する。		
農地等保全事業費	農地防災事業費補助	農地防災	(防災ダム)	65 60 60 55 50 55 50	55 55 50 50 55 50 50	39 34 39 34 32 34 34	6 11 11 16 18 11 16	注7)に該当するものに適用 する。
			(ため池等整備)	<60> <60> 60 60 <50> <> 50 ( )	<55> <50> 55 50 <50> <50> (55)	<37> <42> 28 33 <32> <32> 29 33 (28)	<8> <8> 11 11 <18> <18> 14 14 (11)	注8)に該当するものに適用 する。 <>書は農村保全管理施設の うち河川工作物応急対策に係る ものに適用する。 ( )書は 地域ため池総合整 備のうち大規模に適用する。
		(湛水防除)	60 60 55 50	55 50 50 50	37 42 37 32	8 8 13 18		
		農地保全事業費補助	農地保全整備(農地保全整備)	60 55 50	50 50 50	36 33 31 29	14 11 13 14	地すべり対策を除く。
		農村環境保全対策事業費補助	水質保全対策 公害防除特別土地改良 地盤沈下対策 総合農地防災	2/3 65 55 50 <> <> ( ) [ ] [ ]	55 55 50 50 <55> <50> (50) [55] [50]	41 41 34 32 <36> <36> (35) [29] [29]	4 4 16 18 <9> <14> (10) [14] [14]	農村地域環境保全整備は、注 4)による。 <>書は国営総合農地防犯事 業に附帯する県営防災事業に適 用する。 ( )書は特定農業用管路 等特別対策に適用する。 [ ]書は農村災害対策整備事 業のうち農業生産基盤整備に係 るものみに適用する。
		震災対策農業水利施設整備事業費補助	震災対策農業水利施設整備	<> <>	<55> <50>	<37> <32>	<8> <18>	

(都道府県営:その10)

H25.3  
(単位:%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考		
		北 海 道						
		国 庫 率		道	市町村			
		ア	イ	ウ	エ			
農地等保全事業費	農村地域防災減災事業	農 地 防 災 (ため池等整備)	<60>	<55>	<37>	<8>	注8)に該当するものに適用する。 <>書は農村保全管理施設のうち河川工物応急対策に係るものに適用する。	
			<60>	<50>	<42>	<8>		
			<60>	<55>	<42>	<3>		
			60	55	28	11		
			60	50	33	11		
			55	33	11	11		
		<50>	<50>	<32>	<18>			
		<>	<55>	<32>	<13>			
		<>	<50>	<32>	<18>			
		<>	<55>	<32>	<13>			
		50	50	29	14			
		55	50	29	14			
農地保全整備 (農地保全整備)	60	50	36	14				
	60	50	33	11				
	55	50	31	13				
50	50	29	14					
水質保全対策 地盤沈下対策 総合農地防災	(水質保全対策) (地盤沈下対策) (総合農地防災)	55	50	34	16	農村地域環境保全整備(農業生産基盤整備及び農村保全管理施設に係るものは、注4)による。 水質保全対策のうち水質保全施設に係るもの、公害防止計画に基づくもの及び水質保全施設と併せ行う施設に適用する。 ( )書は特定農業用管路等特別対策に適用する。		
		50	50	32	18			
		( )	55	34	11			
		( )	50	36	14			
		( )	(50)	(35)	(10)			
		( )	(55)	(35)	(30)			
(農村災害対策整備)	( )	50	29	14	農業生産基盤整備及び農村保全管理施設に係るものに適用する。 ( )書は中山間地域等で実施するものに適用する。 農村生活維持施設整備(注15)を除く。			
	( )	(55)	(29)	(14)				
戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業費	戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業費補助	水利施設整備	55	50	27.5	9	<>書は地域用水機能増進型に適用する。但しダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 [ ]書は基幹水利施設保全型に適用する。	
			<>	<50>	<27.5>	<10>		
			50	50	25	10		
			50	50	27.5	9		
			55	55	27.5	9		
		[ ]	[50]	[27.5]	[9]			
		農 地 整 備	(経営体育成型)	50	32.5	10		営農環境整備(注15)を除く。
				55	32.5	10		
				52	28	8		
				52	28	8		
60	52			28	8			
(畑地帯総合整備・緊急整備型)	60	52	28	8				
	60	52	28	8				
(畑地帯総合整備・一般型)	60	52	28	8				
	55	50	27.5	9				

H24.3  
(単位:%)

(都道府県営:その6)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考		
		北 海 道						
		国 庫 率		道	市町村			
		ア	イ	ウ	エ			
戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業費	戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業費補助	水利施設整備	55	50	27.5	9	<>書は地域用水機能増進型に適用する。但しダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 [ ]書は基幹水利施設保全型に適用する。	
			<>	<50>	<27.5>	<10>		
			50	50	25	10		
			50	50	27.5	9		
			55	55	27.5	9		
		[ ]	[50]	[27.5]	[9]			
		農 地 整 備	(経営体育成型)	50	32.5	10		営農環境整備(注15)を除く。
				55	32.5	10		
				52	28	8		
				52	28	8		
60	52			28	8			
(畑地帯総合整備・緊急整備型)	60	52	28	8				
	60	52	28	8				
(畑地帯総合整備・一般型)	60	52	28	8				
	55	50	27.5	9				





(都道府県営:その1,2)

H25.3 (単位:%)

Table with columns: 予算区分 (一般会計(歳出)), 事業等, 地域区分 (北海道: 国庫率, 道, 市町村), 備考. Rows include 農地防災, 農地保全整備, 水質保全対策, 中山間総合整備, 集落基盤整備, 農業施設災害関連事業費, 農道整備.

(都道府県営:その8)

H24.3 (単位:%)

Table with columns: 予算区分 (一般会計(歳出)), 事業等, 地域区分 (北海道: 国庫率, 道, 市町村), 備考. Rows include 農地防災, 農地保全整備, 水質保全対策, 中山間総合整備, 集落基盤整備, 農業施設災害関連事業費, 農道整備.



(都道府県営:その14)

H25.3.  
(単位:%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考		
		沖 縄						
		国 庫 率		県	市町村			
		ア	イ				ウ	エ
農業生産基盤保 全管理・整備事 業費	かんがい排水 事業費補助	かんがい排水	80	80 80	10 10	4 4		
		基幹水利施設補修						
		基幹水利施設 ストックマネジメント		50	25	10		基幹水利施設ストックマネジ メント事業実施要綱(平成19年 3月30日付け18農振第1855号農 林水産事務次官依命通知)第2 の2のうち都道府県営土地改良 事業として実施するものみに 適用する。
	経営体育成基盤整備 事業費補助	経営体育成基盤整備		75	12.5	5		
		圃場整備 事業費補助	担い手育成型		75	12.5	5	
			一般型	75	75	12.5	5	
	諸土地改良 事業費補助	土地改良総合整備		75	12.5	5		
		諸土地改良 事業費補助	生物多様性対応基盤 整備促進パイロット		75	12.5	5	
	農村環境保全整備推 進モデル			75	12.5	5		
	新農業水利システム 保全対策			50	25	10		
畑地かんがい推進モ デルほ場設置	75		75	12.5	5			
畑地帯総合農地整備 事業費補助	畑地帯総合整備	(担い手育成型)		75	12.5	5		
		(担い手支援)		75	12.5	5		
		(緊急支援型)	75	75	12.5	5		
		(一般型)	75	75	12.5	5		
	畑地帯開発整備	(一般型) (農林地一帯型)	80	80	10	4		
		(干拓)	80 75	80 75	8 10	0 0		
農村整備事業費	農村総合整備 事業費補助	農村総合整備						農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。
		(農村総合整備)	2/3	2/3	16.7	6		
		(集落基盤整備)						
	(地域開発関連 整備)		75	12.5	5			

(都道府県営:その9)

H24.3.  
(単位:%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考		
		沖 縄						
		国 庫 率		県	市町村			
		ア	イ				ウ	エ
農業生産基盤保 全管理・整備事 業費	かんがい排水 事業費補助	かんがい排水	80	80 80	10 10	4 4		
		基幹水利施設補修						
		基幹水利施設 ストックマネジメント		50	25	10		基幹水利施設ストックマネジ メント事業実施要綱(平成19年 3月30日付け18農振第1855号農 林水産事務次官依命通知)第2 の2のうち都道府県営土地改良 事業として実施するものみに 適用する。
	経営体育成基盤整備 事業費補助	経営体育成基盤整備		75	12.5	5		
		圃場整備 事業費補助	担い手育成型		75	12.5	5	
			一般型	75	75	12.5	5	
	諸土地改良 事業費補助	土地改良総合整備		75	12.5	5		
		諸土地改良 事業費補助	生物多様性対応基盤 整備促進パイロット		75	12.5	5	
	農村環境保全整備推 進モデル			75	12.5	5		
	新農業水利システム 保全対策			50	25	10		
畑地かんがい推進モ デルほ場設置	75		75	12.5	5			
畑地帯総合農地整備 事業費補助	畑地帯総合整備	(担い手育成型)		75	12.5	5		
		(担い手支援)		75	12.5	5		
		(緊急支援型)	75	75	12.5	5		
		(一般型)	75	75	12.5	5		
	畑地帯開発整備	(一般型) (農林地一帯型)	80	80	10	4		
		(干拓)	80 75	80 75	8 10	0 0		
農村整備事業費	農村総合整備 事業費補助	農村総合整備						農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。
		(農村総合整備)	2/3	2/3	16.7	6		
		(集落基盤整備)						
	(地域開発関連 整備)		75	12.5	5			

(都道府県営:その15)

H25.3.  
(単位:%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考			
		沖 縄							
		国 庫 率	県	市町村					
		ア	イ	ウ	エ				
農村整備事業費	農村振興総合整備事業費補助	農村振興総合整備		2/3	17	6	農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。		
		田園整備		2/3	17	6	農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。		
	中山間総合整備事業費補助	中山間総合整備	75	75	17	6	農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。 農村生活環境整備及び保全管理 等(注15)を除く。		
		(中山間地域総合整備)							
	(農地環境整備)		75	17	6				
	(中山間地域総合農地防災)		80	11	6				
農地等保全事業費	農地防災事業費補助	農 地 防 災	(防災ダム)		80 55 50	13 34 34	7 11 16	注7)に該当するものに適用 する。	
			(ため池等整備)	80 60 < > 50	80 80 11 50	11 11 <13> 29	6 6 < 7> 14		注8)に該当するものに適用 する。 < >書は農村保全管理施設の うち河川工作物応急対策に係る ものに適用する。
		農地保全事業費補助	農地保全整備 (農地保全整備)	80	80	11	6	地すべり対策を除く。 農村地域環境保全整備は、注 4)による。	
			農村環境保全対策 事業費補助	水質保全対策 公害防除特別土壌改良 地盤沈下対策 総合農地防災	[ ] [ ] [ ]	[80] [75] [2/3]	[19] [19] [19]	[ 1] [ 6] [10]	[ ]書は農村災害対策整備事 業のうち農業生産基盤整備に係 るものみに適用する。
	震災対策農業水利施 設整備事業費補助	震災対策農業水利施 設整備	< > < >	<55> <50>	<37> <32>	< 8> <18>			
	農村地域防災減災事 業	農 地 防 災	(防災ダム)	-	80 50 50	13 34 34	7 11 16	注7)に該当するものに適用 する。	
			(ため池等整備)	80 60 < > 50 -	80 80 11 50 -	11 11 <13> 29 -	6 6 < 7> 14 -	注8)に該当するものに適用す る。 < >書は農村保全管理施設の うち河川工作物応急対策に係る ものに適用する。	
			農地保全整備 (農地保全整備)	80	80	11	6	農村地域環境保全整備は、注 4)による。	

H24.3.  
(単位:%)

(都道府県営:その10)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考		
		沖 縄						
		国 庫 率	県	市町村				
		ア	イ	ウ	エ			
農村整備事業費	農村振興総合整備事業費補助	農村振興総合整備		2/3	17	6	農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。	
		田園整備		2/3	17	6	農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。	
	中山間総合整備事業費補助	中山間総合整備	75	75	17	6	農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。 農村生活環境整備及び保全管理 等(注15)を除く。	
		(中山間地域総合整備)						
	(農地環境整備)		75	17	6			
	(中山間地域総合農地防災)		80	11	6			
農地等保全事業費	農地防災事業費補助	農 地 防 災	(防災ダム)		80 55 50	13 34 34	7 11 16	注7)に該当するものに適用 する。
			(ため池等整備)	80 60 < > 50	80 80 11 50	11 11 <13> 29	6 6 < 7> 14	
		農地保全事業費補助	農地保全整備 (農地保全整備)	80	80	11	6	地すべり対策を除く。 農村地域環境保全整備は、注 4)による。
			農村環境保全対策 事業費補助	水質保全対策 公害防除特別土壌改良 地盤沈下対策 総合農地防災	[ ] [ ] [ ]	[80] [75] [2/3]	[19] [19] [19]	[ 1] [ 6] [10]
震災対策農業水利施 設整備事業費補助	震災対策農業水利施 設整備	< > < >	<55> <50>	<37> <32>	< 8> <18>			

(都道府県営:その16)

H25.3  
(単位:%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考	
		沖 縄					
		国 庫 率	県	市町村			
ア	イ	ウ	エ				
農地等保全事業費	農村地域防災減災事業	水質保全対策 地盤沈下対策 総合農地防災					農村地域環境保全整備(農業生産基盤整備及び農村保全管理施設に係るもの)は、注4)による。 水質保全対策のうち水質保全施設に係るもの、公害防止計画に基づくもの及び水質保全施設と併せ行う施設に適用する。
		(水質保全対策) (地盤沈下対策) (総合農地防災)	—	75	16	9	
		(農村災害対策整備)	(—)	2/3 (80) [75]	19 (19) [19]	10 (1) [6]	農業生産基盤整備及び農村保全管理施設に係るものに適用する。 〔 〕書及び( )書は中山間地域等で実施するものに適用し、このうち〔 〕書は甚大地域に適用する。 農村生活維持施設整備(注15)を除く。
戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業費	戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業費補助 特定地域振興生産基盤整備事業費補助	水利施設整備	80	80	10	4	〔 〕書は基幹水利施設保全体に適用する。
			[ ]	[50]	[25]	[10]	
		農地整備					営農環境整備(注15)を除く。
		(経営体育成型)		75	12.5	5	
		(畑地帯担い手育成型)		75	12.5	5	
		(畑地帯担い手支援)		75	12.5	5	
		(畑地帯総合・緊急支援型)	75	75	12.5	5	
(畑地帯総合・一般型)	75	75	12.5	5			
草地畜産基盤整備		2/3	17	7	7	雑用水施設整備及び利用施設整備(注15)を除く。	
		75	17	7	7		
6次産業化等促進基盤整備事業費	6次産業化等促進基盤整備事業費	水利施設整備	80	80	10	4	〔 〕書は基幹水利施設保全体に適用する。
			[ ]	[50]	[25]	[10]	
		農地整備					営農環境整備(注15)を除く。
		(経営体育成型)	—	75	12.5	5	
		(畑地帯担い手育成型)	—	75	12.5	5	
		(畑地帯担い手支援)	—	75	12.5	5	
		(畑地帯総合・緊急支援型)	75	75	12.5	5	
(畑地帯総合・一般型)	75	75	12.5	5			

(都道府県営:その10)

H24.3  
(単位:%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考	
		沖 縄					
		国 庫 率	県	市町村			
ア	イ	ウ	エ				
戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業費	戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業費補助 特定地域振興生産基盤整備事業費補助	水利施設整備	80	80	10	4	〔 〕書は基幹水利施設保全体に適用する。
			[ ]	[50]	[25]	[10]	
		農地整備				営農環境整備(注15)を除く。	
		(経営体育成型)		75	12.5		5
		(畑地帯担い手育成型)		75	12.5		5
		(畑地帯担い手支援)		75	12.5		5
		(畑地帯総合・緊急支援型)	75	75	12.5		5
		(畑地帯総合・一般型)	75	75	12.5	5	
		草地畜産基盤整備		2/3	17	7	雑用水施設整備及び利用施設整備(注15)を除く。
				75	17	7	

(都道府県営:その17)

H25.3.  
(単位:%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考
		沖 縄				
		国 庫 率	県	市町村		
ア	イ	ウ	エ			
農山漁村地域整備事業費	農山漁村地域整備交付金	< > ( ) ( ) [ ]	<75> (75) (80) [2/3] [75]	<12.5> (12.5) (10) [17] [17]	<5> (5) (4) [7] [7]	< >書は一般型、面的集積型、農業生産法人等育成型に適用する。 ( )書は水利施設整備型、畑地帯担い手育成型、畑地帯担い手支援型に適用する。 [ ]書は畜産担い手総合整備型、草地林地総合整備型に適用する。
地域自主戦略交付金	地域自主戦略交付金					
	農 地 整 備					
	(経営体育成型)		75	12.5	5	営農環境整備、地域水田農業再生緊急整備のうち営農用水及び農業集落環境管理施設整備、耕作放棄地解消・発生防止基盤整備のうち農村生活環境基盤整備(注15)を除く。
	(畑地帯担い手育成型)		75	12.5	5	
	(畑地帯担い手支援)		75	12.5	5	
	(畑地帯総合・緊急支援型)	75	75	12.5	5	
	(畑地帯総合・一般型)	75	75	12.5	5	
	草地畜産基盤整備		2/3 75	17 17	7 7	雑用水施設整備及び利用施設整備(注15)を除く。
	水利施設整備事業	80 [ ]	80 80 [50]	10 10 [25]	4 4 [10]	[ ]書は基幹水利施設保全型に適用する。
	農 地 防 災					
	(防災ダム)		80 55 50	13 34 34	7 11 16	注7)に該当するものに適用する。
	(ため池等整備)	80 60	80 80 80	11 11 11	6 6 6	注8)に該当するものに適用する。 < >書は農村保全管理施設のうち河川工作物応急対策に係るもの適用する。
	< > 50	<80> 50 50	<13> 29 29	< 7> 14 14		
	農地保全整備(農地保全整備)	80	80	11	6	地すべり対策を除く。農村地域環境保全整備は、注4)による。
	水質保全対策 地盤沈下対策 総合農地防災					
	(水質保全対策) (地盤沈下対策) (総合農地防災)		75	16	9	農村地域環境保全整備(農業生産基盤整備及び農村保全管理施設に係るもの)は、注4)による。 水質保全対策のうち水質保全施設に係るもの、公害防止計画に基づくもの及び水質保全施設と併せ行う施設に適用する。
	(農村災害対策整備)		2/3 [80] [75] ( ) (80)	19 [19] [19] (11)	10 [1] [6] (6)	農業生産基盤整備及び農村保全管理施設に係るものに適用する。 [ ]書及び( )書は中山間地域等で実施するものに適用し、このうち[ ]書は災害地域及び甚大地域に適用する。 農村生活維持施設整備(注15)を除く。

(都道府県営:その11)

H24.3.  
(単位:%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考
		沖 縄				
		国 庫 率	県	市町村		
ア	イ	ウ	エ			
農山漁村地域整備事業費	農山漁村地域整備交付金	< > ( ) ( ) [ ]	<75> (75) (80) [2/3] [75]	<12.5> (12.5) (10) [17] [17]	<5> (5) (4) [7] [7]	< >書は一般型、面的集積型、農業生産法人等育成型に適用する。 ( )書は水利施設整備型、畑地帯担い手育成型、畑地帯担い手支援型に適用する。 [ ]書は畜産担い手総合整備型、草地林地総合整備型に適用する。
地域自主戦略交付金	地域自主戦略交付金					
	農 地 整 備					
	(経営体育成型)		75	12.5	5	営農環境整備、地域水田農業再生緊急整備のうち営農用水及び農業集落環境管理施設整備、耕作放棄地解消・発生防止基盤整備のうち農村生活環境基盤整備(注15)を除く。
	(畑地帯担い手育成型)		75	12.5	5	
	(畑地帯担い手支援)		75	12.5	5	
	(畑地帯総合・緊急支援型)	75	75	12.5	5	
	(畑地帯総合・一般型)	75	75	12.5	5	
	草地畜産基盤整備		2/3 75	17 17	7 7	雑用水施設整備及び利用施設整備(注15)を除く。
	水利施設整備事業	80 [ ]	80 80 [50]	10 10 [25]	4 4 [10]	[ ]書は基幹水利施設保全型に適用する。
	農 地 防 災					
	(防災ダム)		80 55 50	13 34 34	7 11 16	注7)に該当するものに適用する。
	(ため池等整備)	80 60	80 80 80	11 11 11	6 6 6	注8)に該当するものに適用する。 < >書は農村保全管理施設のうち河川工作物応急対策に係るもの適用する。
	< > 50	<80> 50 50	<13> 29 29	< 7> 14 14		
	農地保全整備(農地保全整備)	80	80	11	6	地すべり対策を除く。農村地域環境保全整備は、注4)による。
	水質保全対策 地盤沈下対策 総合農地防災					
	(水質保全対策) (地盤沈下対策) (総合農地防災)		75	16	9	農村地域環境保全整備(農業生産基盤整備及び農村保全管理施設に係るもの)は、注4)による。 水質保全対策のうち水質保全施設に係るもの、公害防止計画に基づくもの及び水質保全施設と併せ行う施設に適用する。
	(農村災害対策整備)		2/3 [80] [75] ( ) (80)	19 [19] [19] (11)	10 [1] [6] (6)	農業生産基盤整備及び農村保全管理施設に係るものに適用する。 [ ]書及び( )書は中山間地域等で実施するものに適用し、このうち[ ]書は災害地域及び甚大地域に適用する。 農村生活維持施設整備(注15)を除く。



(都道府県営:その19)

H25.3.  
(単位:%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考			
		電 美							
		国 庫 率		県	市町村				
		ア	イ	ウ	エ				
農業生産基盤保 全管理・整備事 業費	かんがい排水 事業費補助	かんがい排水	70	65 65	20 20	6 6			
		基幹水利施設補修							
		基幹水利施設 ストックマネジメント		50	25	10	基幹水利施設ストックマネ ジメント事業実施要綱(平成1 9年3月30日付け18農振第1855 号農林水産事務次官依命通知) 第2の2のうち都道府県営土 地改良事業として実施するも のみに適用する。		
	経営体育成基盤整備 事業費補助	経営体育成基盤整備		60	25	8			
		圃場整備 事業費補助	担い手育成型		60	25	8		
		一 般 型	60	55	25	8			
	諸土地改良 事業費補助	土地改良総合整備		60 52	24 24	9 9			
			諸土地改良 事業費補助	生物多様性対応基盤 整備促進パイロット		60	20	8	農村生活環境基盤整備(注 15)を除く。
	諸土地改良 事業費補助	農村環境保全整備推 進モデル	農村環境保全整備推 進モデル		60	20	8		
			新農業水利システム 保全対策		50	25	10		
畑地かんがい推進モ デルほ場設置			50	66.6	17	6			
畑地帯総合農地整備 事業費補助			畑地帯総合整備 (担い手育成型)		66.6	20.9	5		
畑地帯総合農地整備 事業費補助	畑地帯総合整備 (担い手支援型)	畑地帯総合整備 (担い手支援型)		66.6	20.9	5			
		畑地帯総合整備 (緊急整備型)	75	66.6	20.9	5			
		畑地帯総合整備 一般型	75 70	66.6 65	20.9 20	5 6			
		畑地帯開発整備 (一般型) (農林地一帯型)	80	2/3	23.4	4			
	畑地帯開発整備 (干拓)	畑地帯開発整備 (干拓)							
		農村整備事業費	農村総合整備 事業費補助	農村総合整備 (農村総合整備)				農業生産基盤整備に係るも のみに適用する。	
			農村総合整備 事業費補助	農村総合整備 (地域開発関連 整備)		55	25	8	

(都道府県営:その13)

H24.3.  
(単位:%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考			
		電 美							
		国 庫 率		県	市町村				
		ア	イ	ウ	エ				
農業生産基盤保 全管理・整備事 業費	かんがい排水 事業費補助	かんがい排水	70	65 65	20 20	6 6			
		基幹水利施設補修							
		基幹水利施設 ストックマネジメント		50	25	10	基幹水利施設ストックマネ ジメント事業実施要綱(平成1 9年3月30日付け18農振第1855 号農林水産事務次官依命通知) 第2の2のうち都道府県営土 地改良事業として実施するも のみに適用する。		
	経営体育成基盤整備 事業費補助	経営体育成基盤整備		60	25	8			
		圃場整備 事業費補助	担い手育成型		60	25	8		
		一 般 型	60	55	25	8			
	諸土地改良 事業費補助	土地改良総合整備		60 52	24 24	9 9			
			諸土地改良 事業費補助	生物多様性対応基盤 整備促進パイロット		60	20	8	農村生活環境基盤整備(注 15)を除く。
	諸土地改良 事業費補助	農村環境保全整備推 進モデル	農村環境保全整備推 進モデル		60	20	8		
			新農業水利システム 保全対策		50	25	10		
畑地かんがい推進モ デルほ場設置			50	66.6	17	6			
畑地帯総合農地整備 事業費補助			畑地帯総合整備 (担い手育成型)		66.6	20.9	5		
畑地帯総合農地整備 事業費補助	畑地帯総合整備 (担い手支援型)	畑地帯総合整備 (担い手支援型)		66.6	20.9	5			
		畑地帯総合整備 (緊急整備型)	75	66.6	20.9	5			
		畑地帯総合整備 一般型	75 70	66.6 65	20.9 20	5 6			
		畑地帯開発整備 (一般型) (農林地一帯型)	80	2/3	23.4	4			
	畑地帯開発整備 (干拓)	畑地帯開発整備 (干拓)							
		農村整備事業費	農村総合整備 事業費補助	農村総合整備 (農村総合整備)				農業生産基盤整備に係るも のみに適用する。	
			農村総合整備 事業費補助	農村総合整備 (地域開発関連 整備)		55	25	8	



(都道府県営:その20)

H25.3.  
(単位:%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考	
		電 美					
		国 庫 率	県	市町村			
ア	イ	ウ	エ				
農村整備事業費	農村振興総合整備事業費補助	農村振興総合整備		52	24	9	農業生産基盤整備に係るものみに適用する。
		田園整備		52	24	9	農業生産基盤整備に係るものみに適用する。
	中山間総合整備事業費補助	中山間総合整備	75	70	22	6	農業生産基盤整備に係るものみに適用する。 農村生活環境整備及び保全管理等(注15)を除く。
		(中山間地域総合整備)		70	22	6	
農地等保全事業費	農地防災事業費補助	農 地 防 災 (防災ダム)		70	21.4	8.6	注7)に該当するものに適用する。
				2/3	21.4	12	
			55	34	11		
			50	34	16		
		(ため池等整備)	<80>	<70>	<26>	< 4>	注8)に該当するものに適用する。 < >書は農村保全管理施設のうち河川工作物応急対策に係るものに適用する。 ( )書は 地域ため池総合整備のうち大規模に適用する。
			80	70	21	6	
			60	70	17	9	
			<75>	<2/3>	<24.4>	< 9>	
			< >	<2/3>	<24.4>	< 9>	
			75	2/3	22.4	7	
60	2/3	19	10				
	50	29	14				
	50	2/3	22.4	7			
	( )	(70)	(21)	( 6)			
	( 潜水防除)						
	農地保全事業費補助	農 地 保 全 整 備 (農地保全整備)					
	農村環境保全対策事業費補助	水 質 保 全 対 策 公害防除特別土壌改良 地盤沈下対策 総合農地防災	[ ] [ ] [ ]	[70] [55] [50]	[29] [29] [29]	[ 1] [14] [14]	[ ]書は農村災害対策整備事業のうち農業生産基盤整備に係るものみに適用する。
	震災対策農業水利施設整備事業費補助	震災対策農業水利施設整備	< > < >	<55> <50>	<37> <32>	< 8> <18>	
	農村地域防災減災事業	農 地 防 災 (防災ダム)	—	70	21.4	8.6	注7)に該当するものに適用する。
			—	2/3	21.4	12	
			—	55	34	11	
			—	50	34	16	
		(ため池等整備)	<80>	<70>	<26>	< 4>	注8)に該当するものに適用する。 < >書は農村保全管理施設のうち河川工作物応急対策に係るものに適用する。
			80	70	21	6	
			60	70	17	9	
			<75>	<2/3>	<24.4>	< 9>	
			< >	<2/3>	<24.4>	< 9>	
			75	2/3	22.4	7	
			60	2/3	19	10	
			—	2/3	19	10	
			50	50	29	14	
			—	55	29	14	

(都道府県営:その14)

H24.3.  
(単位:%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考	
		電 美					
		国 庫 率	県	市町村			
ア	イ	ウ	エ				
農村整備事業費	農村振興総合整備事業費補助	農村振興総合整備		52	24	9	農業生産基盤整備に係るものみに適用する。
		田園整備		52	24	9	農業生産基盤整備に係るものみに適用する。
	中山間総合整備事業費補助	中山間総合整備	75	70	22	6	農業生産基盤整備に係るものみに適用する。 農村生活環境整備及び保全管理等(注15)を除く。
		(中山間地域総合整備)		70	22	6	
農地等保全事業費	農地防災事業費補助	農 地 防 災 (防災ダム)		70	21.4	8.6	注7)に該当するものに適用する。
				2/3	21.4	12	
			55	34	11		
			50	34	16		
		(ため池等整備)	<80>	<70>	<26>	< 4>	注8)に該当するものに適用する。 < >書は農村保全管理施設のうち河川工作物応急対策に係るものに適用する。 ( )書は 地域ため池総合整備のうち大規模に適用する。
			80	70	21	6	
			60	70	17	9	
			<75>	<2/3>	<24.4>	< 9>	
			< >	<2/3>	<24.4>	< 9>	
			75	2/3	22.4	7	
60	2/3	19	10				
	50	29	14				
	50	2/3	22.4	7			
	( )	(70)	(21)	( 6)			
	( 潜水防除)						
	農地保全事業費補助	農 地 保 全 整 備 (農地保全整備)					
	農村環境保全対策事業費補助	水 質 保 全 対 策 公害防除特別土壌改良 地盤沈下対策 総合農地防災	[ ] [ ] [ ]	[70] [55] [50]	[29] [29] [29]	[ 1] [14] [14]	[ ]書は農村災害対策整備事業のうち農業生産基盤整備に係るものみに適用する。
	震災対策農業水利施設整備事業費補助	震災対策農業水利施設整備	< > < >	<55> <50>	<37> <32>	< 8> <18>	

(都道府県営:その21)

H25.3.  
(単位:%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考	
		奄 美					
		国 庫 率	県	市町村			
ア	イ	ウ	エ				
農地等保全事業費 農村地域防災減災事業	水質保全対策 地盤沈下対策 総合農地防災	(水質保全対策) (地盤沈下対策) (総合農地防災)	—	2/3	21.4	12	農村地域環境保全整備(農業生産基盤整備及び農村保全管理施設に係るもの)は、注4)による。 水質保全対策のうち水質保全施設に係るもの、公害防止計画に基づくもの及び水質保全施設と併せ行う施設に適用する。
		(農村災害対策 整備)	—	70	29	1	農業生産基盤整備及び農村保全管理施設に係るものに適用する。 農村生活維持施設整備(注15)を除く。
戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業費補助	戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業費補助 特定地域振興生産基盤整備事業費補助	水利施設整備	70	65	20	6	[ ]書は基幹水利施設保全型に適用する。
		農地整備					営農環境整備(注15)を除く。
6次産業化等促進基盤整備事業費	6次産業化等促進基盤整備事業費補助 特定地域振興生産基盤整備事業費補助	水利施設整備	70	65	20	6	[ ]書は基幹水利施設保全型に適用する。
		農地整備					営農環境整備(注15)を除く。
農山漁村地域整備事業費 地域自主戦略交付金	農山漁村地域整備交付金 地域自主戦略交付金	経営体育成基盤整備	< > ( ) [ ]	<60> (65) [2/3]	<25> (20) [17]	<8> (6) [7]	< >書は一般型、面的集積型、農業生産法人等育成型に適用する。 ( )書は水利施設整備型、畑地帯担い手育成型、畑地帯担い手支援型に適用する。 [ ]書は畜産担い手総合整備型、草地林地総合整備型に適用する。

(都道府県営:その14)

H24.3.  
(単位:%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考	
		奄 美					
		国 庫 率	県	市町村			
ア	イ	ウ	エ				
戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業費補助	戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業費補助 特定地域振興生産基盤整備事業費補助	水利施設整備	70	65	20	6	[ ]書は基幹水利施設保全型に適用する。
		農地整備					営農環境整備(注15)を除く。
農山漁村地域整備事業費 地域自主戦略交付金	農山漁村地域整備交付金 地域自主戦略交付金	経営体育成基盤整備	< > ( ) [ ]	<60> (65) [2/3]	<25> (20) [17]	<8> (6) [7]	< >書は一般型、面的集積型、農業生産法人等育成型に適用する。 ( )書は水利施設整備型、畑地帯担い手育成型、畑地帯担い手支援型に適用する。 [ ]書は畜産担い手総合整備型、草地林地総合整備型に適用する。

( 都道府県営 : その 2 2 )

H 2 5 . 3 .  
( 単位 : % )

予 算 区 分 一 般 会 計 ( 歳 出 )	事 業 等	地 帯 区 分				備 考	
		電 美					
		国 庫 率	県	市 町 村			
ア	イ	ウ	エ				
農山漁村地域整備事業費 地域自主戦略交付金	農 地 整 備 ( 経営体育成型 ) ( 畑地帯担い手育成型 ) ( 畑地帯担い手支援型 ) ( 畑地帯総合整備・緊急整備型 ) ( 畑地帯総合整備・一般型 )		60	25	8	営農環境整備、地域水田農業再生緊急整備のうち営農用水及び農業集落環境管理施設整備、耕作放棄地解消・発生防止基盤整備のうち農村生活環境基盤整備(注15)を除く。	
			66.6	20.9	5		
			66.6	20.9	5		
		75	66.6	20.9	5		
		75 70	66.6 65	20.9 20	5 6		
	草地畜産基盤整備		2/3 70	17 17	7 7	雑用水施設整備及び利用施設整備(注15)を除く。	
	水利施設整備事業	70	65 65	20 20	6 6	[ ]書は基幹水利施設保全型に適用する。	
	[ ]	[50]	[25]	[10]			
	農 地 防 災	( 防災ダム )		70 2/3 55 50	21.4 21.4 34 34	8.6 12 11 16	注7)に該当するものに適用する。
		( ため池等整備 )	<80> 80 60 <75> < > 75 60 2/3 50 ( )	<70> 70 17 <2/3> <2/3> 2/3 50 (70) 50	<26> 21 9 <24.4> <24.4> 22.4 19 19 29 22.4 (21) 29	< 4> 6 9 < 9> < 9> 7 10 10 14 7 ( 6 ) 14	注8)に該当するものに適用する。 < >書は農村保全管理施設のうち河川工作物応急対策に係るものに適用する。 ( )書は 地域ため池総合整備のうち大規模に適用する。
	水 質 保 全 対 策 地 盤 沈 下 対 策 総 合 農 地 防 災	( 水質保全対策 ) ( 地盤沈下対策 ) ( 総合農地防災 )		2/3	21.4	12	農村地域環境保全整備(農業生産基盤整備及び農村保全管理施設に係るもの)は、注4)による。 水質保全対策のうち水質保全施設に係るもの、公害防止計画に基づくもの及び水質保全施設と併せ行う施設に適用する。
		( 農村災害対策整備 )		70 55 50	29 29 29	1 14 14	農業生産基盤整備及び農村保全管理施設に係るものに適用する。 農村生活維持施設整備(注15)を除く。
		中山間総合整備		75	70	22	6
	( 中山間地域総合整備 )			70	22	6	
		( 農地環境整備 )		70	22	6	
集落基盤整備		70	52 65 50	24 20 25	9 6 10	農業生産基盤整備に係るものみに適用する。 集落基盤整備(注15)を除く。	

( 都道府県営 : その 1 5 )

H 2 4 . 3 .  
( 単位 : % )

予 算 区 分 一 般 会 計 ( 歳 出 )	事 業 等	地 帯 区 分				備 考	
		電 美					
		国 庫 率	県	市 町 村			
ア	イ	ウ	エ				
農山漁村地域整備事業費 地域自主戦略交付金	農 地 整 備 ( 経営体育成型 ) ( 畑地帯担い手育成型 ) ( 畑地帯担い手支援型 ) ( 畑地帯総合整備・緊急整備型 ) ( 畑地帯総合整備・一般型 )		60	25	8	営農環境整備、地域水田農業再生緊急整備のうち営農用水及び農業集落環境管理施設整備、耕作放棄地解消・発生防止基盤整備のうち農村生活環境基盤整備(注15)を除く。	
			66.6	20.9	5		
			66.6	20.9	5		
		75	66.6	20.9	5		
		75 70	66.6 65	20.9 20	5 6		
	草地畜産基盤整備		2/3 70	17 17	7 7	雑用水施設整備及び利用施設整備(注15)を除く。	
	水利施設整備事業	70	65 65	20 20	6 6	[ ]書は基幹水利施設保全型に適用する。	
	[ ]	[50]	[25]	[10]			
	農 地 防 災	( 防災ダム )		70 2/3 55 50	21.4 21.4 34 34	8.6 12 11 16	注7)に該当するものに適用する。
		( ため池等整備 )	<80> 80 60 <75> < > 75 60 2/3 50 ( )	<70> 70 17 <2/3> <2/3> 2/3 50 (70) 50	<26> 21 9 <24.4> <24.4> 22.4 19 19 29 22.4 (21) 29	< 4> 6 9 < 9> < 9> 7 10 10 14 7 ( 6 ) 14	注8)に該当するものに適用する。 < >書は農村保全管理施設のうち河川工作物応急対策に係るものに適用する。 ( )書は 地域ため池総合整備のうち大規模に適用する。
	水 質 保 全 対 策 地 盤 沈 下 対 策 総 合 農 地 防 災	( 水質保全対策 ) ( 地盤沈下対策 ) ( 総合農地防災 )		2/3	21.4	12	農村地域環境保全整備(農業生産基盤整備及び農村保全管理施設に係るもの)は、注4)による。 水質保全対策のうち水質保全施設に係るもの、公害防止計画に基づくもの及び水質保全施設と併せ行う施設に適用する。
		( 農村災害対策整備 )		70 55 50	29 29 29	1 14 14	農業生産基盤整備及び農村保全管理施設に係るものに適用する。 農村生活維持施設整備(注15)を除く。
		中山間総合整備		75	70	22	6
	( 中山間地域総合整備 )			70	22	6	
		( 農地環境整備 )		70	22	6	
集落基盤整備		70	52 65 50	24 20 25	9 6 10	農業生産基盤整備に係るものみに適用する。 集落基盤整備(注15)を除く。	



(都道府県営:その24)

H25.3.  
(単位:%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考	
		離 島					
		国 庫 率		都 県	市 町 村		
ア	イ	ウ	エ				
農業生産基盤保 全管理・整備事 業費	かんがい排水 事業費補助	かんがい排水	55 <>	50 <50> 55	27.5 <27.5> 27.5	9 <10> 9	<>書は、かんがい排水の農 業用水再編対策(地域用水機能 増進型)に適用する。但しダム、 頭首工等の基幹的施設は除く。
		基幹水利施設補修					
		基幹水利施設 ストックマネジメント		50	25	10	基幹水利施設ストックマネジ メント事業実施要綱(平成19年 3月30日付け18農振第1855号農 林水産事務次官依命通知)第2 の2のうち都道府県営土地改良 事業として実施するものみに 適用する。
経営体育成基盤整備 事業費補助	圃場整備 事業費補助	経営体育成基盤整備		55	25	10	
		担い手育成型		55	25	10	
		一般型	50	55 50	25 25	10 10	
		諸土地改良 事業費補助	土地改良総合整備		55 50	25 25	10 10
諸土地改良 事業費補助	水田農業振興緊急整 備	水田農業振興緊急整 備		50	25	10	
		生物多様性対応基盤 整備促進パイロット		55	22.5	9	農村生活環境基盤整備(注15) を除く。
		農村環境保全整備推 進モデル		55	22.5	9	
		新農業水利システム 保全対策		50	25	10	
		畑地かんがい推進モ デルほ場設置	50	50	25	10	
畑地帯総合農地整備 事業費補助	畑地帯総合整備 (担い手育成型)	(担い手育成型)		52	25.5	9	
		(担い手支援型)		52	25.5	9	
		(緊急整備型)	55	52	25.5	9	
		(一般型)	55	52	25.5	9	
	畑地帯開発整備 (一体型)	(一体型)	70	55	30	6	
		(農林地一体型)	65	50	32.5	7	
		(干拓)					
農村整備事業費	農村総合整備 事業費補助	農村総合整備 (農村総合整備)	50	50	25	10	農業生産基盤整備に係るもの みに適用する。
		(地域開発関連 整備)		50	25	10	

(都道府県営:その17)

H24.3.  
(単位:%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考		
		離 島						
		国 庫 率		都 県	市 町 村			
ア	イ	ウ	エ					
農業生産基盤保 全管理・整備事 業費	かんがい排水 事業費補助	かんがい排水	55 <>	50 <50> 55	27.5 <27.5> 27.5	9 <10> 9	<>書は、かんがい排水の農 業用水再編対策(地域用水機能 増進型)に適用する。但しダム、 頭首工等の基幹的施設は除く。	
			基幹水利施設補修					
			基幹水利施設 ストックマネジメント		50	25	10	基幹水利施設ストックマネジ メント事業実施要綱(平成19年 3月30日付け18農振第1855号農 林水産事務次官依命通知)第2 の2のうち都道府県営土地改良 事業として実施するものみに 適用する。
経営体育成基盤整備 事業費補助	圃場整備 事業費補助	経営体育成基盤整備		55	25	10		
		担い手育成型		55	25	10		
		一般型	50	55 50	25 25	10 10		
		諸土地改良 事業費補助	土地改良総合整備		55 50	25 25	10 10	
諸土地改良 事業費補助	水田農業振興緊急整 備	水田農業振興緊急整 備		50	25	10		
		生物多様性対応基盤 整備促進パイロット		55	22.5	9	農村生活環境基盤整備(注15) を除く。	
		農村環境保全整備推 進モデル		55	22.5	9		
		新農業水利システム 保全対策		50	25	10		
		畑地かんがい推進モ デルほ場設置	50	50	25	10		
畑地帯総合農地整備 事業費補助	畑地帯総合整備 (担い手育成型)	(担い手育成型)		52	25.5	9		
		(担い手支援型)		52	25.5	9		
		(緊急整備型)	55	52	25.5	9		
		(一般型)	55	52	25.5	9		
	畑地帯開発整備 (一体型)	(一体型)	70	55	30	6		
		(農林地一体型)	65	50	32.5	7		
		(干拓)						
農村整備事業費	農村総合整備 事業費補助	農村総合整備 (農村総合整備)	50	50	25	10	農業生産基盤整備に係るもの みに適用する。	
		(地域開発関連 整備)		50	25	10		

(都道府県営:その25)

H25.3.  
(単位:%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考		
		離 島						
		国 庫 率	都 県	市 町 村				
ア	イ	ウ	エ					
農村整備事業費	農村振興総合整備事業費補助	農村振興総合整備		50	25	10	農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。	
		田園整備		50	25	10	農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。	
	中山間総合整備事業費補助	中山間総合整備					農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。	
		(中山間地域総合整備)	<2/3> 65 <55>	<50> 60 <50>	<33.3> 30 <27.5>	<6> 7 <8>	<>書は従前の開拓地整備に 適用する。 農村生活環境整備及び保全管 理等(注15)を除く。	
農地等保全事業費	農地防災事業費補助	農 地 防 災	(防災ダム)	65	55	36	9	注7)に該当するものに適用 する。
				60	52	34	14	
		50	50	32	18			
			55	34	11			
	(ため池等整備)	<65>	<55>	<36>	<9>	注8)に該当するものに適用 する。 <>書は農村保全管理施設の うち河川工作物応急対策に係る ものに適用する。 ( )書は 地域ため池総合整 備のうち大規模に適用する。		
		65	55	30	10			
		60	55	28	12			
		<60>	<52>	<34>	<14>			
		<>	<52>	<34>	<14>			
		60	52	31	11			
	50	52	28	14				
	50	50	29	14				
	52	31	11	11				
	60	31	9	9				
	( )	(55)	(30)	(10)				
	(湛水防除)	60	55	37	8			
		55	50	37	13			
		50	50	32	18			
農地保全事業費補助	農地保全整備(農地保全整備)	60	52	31	11	地すべり対策を除く。		
		55	50	31	13			
		50	50	29	14	農村地域環境保全整備は、注 4)による。		
農村環境保全対策事業費補助	水質保全対策 公害防除特別土地改良 地盤沈下対策 総合農地防災	2/3 65 55 50 ( ) [ ] [ ]	55 55 50 50 (50) [60] [50]	41 41 34 32 (35) [29] [29]	4 4 16 18 (10) [11] [14]	( )書は特定農業用管水路 等特別対策に適用する。 [ ]書は農村災害対策整備事 業のうち農業生産基盤整備に係 るものみに適用する。		
震災対策農業水利施設整備事業費補助	震災対策農業水利施設整備	<> <>	<55> <50>	<37> <32>	<8> <18>			
農村地域防災減災事業	農 地 防 災							
	(防災ダム)	65 60 — —	60 60 60 55	36 34 34 34	4 8 6 11	注7)に該当するものに適用 する。		

(都道府県営:その18)

H24.3.  
(単位:%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考		
		離 島						
		国 庫 率	都 県	市 町 村				
ア	イ	ウ	エ					
農村整備事業費	農村振興総合整備事業費補助	農村振興総合整備		50	25	10	農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。	
		田園整備		50	25	10	農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。	
	中山間総合整備事業費補助	中山間総合整備					農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。	
		(中山間地域総合整備)	<2/3> 65 <55>	<50> 60 <50>	<33.3> 30 <27.5>	<6> 7 <8>	<>書は従前の開拓地整備に 適用する。 農村生活環境整備及び保全管 理等(注15)を除く。	
農地等保全事業費	農地防災事業費補助	農 地 防 災	(防災ダム)	65	55	36	9	注7)に該当するものに適用 する。
				60	52	34	14	
		50	50	32	18			
			55	34	11			
	(ため池等整備)	<65>	<55>	<36>	<9>	注8)に該当するものに適用 する。 <>書は農村保全管理施設の うち河川工作物応急対策に係る ものに適用する。 ( )書は 地域ため池総合整 備のうち大規模に適用する。		
		65	55	30	10			
		60	55	28	12			
		<60>	<52>	<34>	<14>			
		<>	<52>	<34>	<14>			
		60	52	31	11			
	50	52	28	14				
	50	50	29	14				
	52	31	11	11				
	60	31	9	9				
	( )	(55)	(30)	(10)				
	(湛水防除)	60	55	37	8			
		55	50	37	13			
		50	50	32	18			
農地保全事業費補助	農地保全整備(農地保全整備)	60	52	31	11	地すべり対策を除く。		
		55	50	31	13			
		50	50	29	14	農村地域環境保全整備は、注 4)による。		
農村環境保全対策事業費補助	水質保全対策 公害防除特別土地改良 地盤沈下対策 総合農地防災	2/3 65 55 50 ( ) [ ] [ ]	55 55 50 50 (50) [60] [50]	41 41 34 32 (35) [29] [29]	4 4 16 18 (10) [11] [14]	( )書は特定農業用管水路 等特別対策に適用する。 [ ]書は農村災害対策整備事 業のうち農業生産基盤整備に係 るものみに適用する。		
震災対策農業水利施設整備事業費補助	震災対策農業水利施設整備	<> <>	<55> <50>	<37> <32>	<8> <18>			

(都道府県営:その26)

H25.3.  
(単位:%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考	
		離 島					
		国 庫 率	都 県	市 町 村			
ア	イ	ウ	エ				
農地等保全事業費	農村地域防災減災事業	農 地 防 災 (ため池等整備)	<65>	<55>	<36>	< 9>	注8)に該当するものに適用する。 < >書は農村保全管理施設のうち河川工作物応急対策に係るものに適用する。
			65	60	30	10	
			60	60	28	12	
			<60>	<55>	<34>	<11>	
		< >	<55>	<34>	<11>		
		60	60	31	9		
		—	60	28	12		
		(湛水防除)	60	55	37	8	
			55	55	37	8	
			50	55	32	13	
		農地保全整備 (農地保全整備)	60	52	31	11	農村地域環境保全整備は、注4)による。
			55	50	31	13	
			50	50	29	14	
		水質保全対策 地盤沈下対策 総合農地防災					農村地域環境保全整備(農業生産基盤整備及び農村保全管理施設に係るもの)は、注4)による。 水質保全対策のうち水質保全施設に係るもの、公費防止計画に基づくもの及び水質保全施設と併せ行う施設に適用する。 ( )書は特定農業用管水路等特別対策に適用する。
		(水質保全対策)	55	55	34	11	
		(地盤沈下対策)	50	55	32	13	
		(総合農地防災)	( )	(55)	(35)	( 5)	
		(農村災害対策 整備)	—	[60]	[29]	[11]	農業生産基盤整備及び農村保全管理施設に係るものに適用する。 ( )書は中山間地域等で実施するものに適用。[ ]書は基幹地域に適用する。 農村生活維持施設整備(注15)を除く。
			( )	(60)	(31)	(9)	
戸別所得補償実施円筒化基盤整備事業費	戸別所得補償実施円筒化基盤整備事業費補助	水利施設整備	55	50	27.5	9	< >書は地域用水機能増進型に適用する。但しダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 [ ]書は基幹水利施設保全体に適用する。
			< >	<50>	<27.5>	<10>	
			[ ]	[50]	[25]	[10]	
		農 地 整 備					営農環境整備(注15)を除く。
		(経営体育成型)		55	25	10	
		(畑地帯担い手育成型)		52	25.5	9	
		(畑地帯担い手支援型)		52	25.5	9	
		(畑地帯総合整備・緊急整備型)	55	52	25.5	9	
		(畑地帯総合整備・一般型)	55	52	25.5	9	
		草地畜産基盤整備		55	25	10	雑用水施設整備及び利用施設整備(注15)を除く。
				60	25	10	
6次産業化等促進基盤整備事業費	6次産業化等促進基盤整備事業費補助 特定地域振興生産基盤整備事業費補助	水利施設整備	55	50	27.5	9	< >書は地域用水機能増進型に適用する。但しダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 [ ]書は基幹水利施設保全体に適用する。
			< >	<50>	<27.5>	<10>	
			[ ]	[50]	[25]	[10]	

(都道府県営:その18)

H24.3.  
(単位:%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考	
		離 島					
		国 庫 率	都 県	市 町 村			
ア	イ	ウ	エ				
戸別所得補償実施円筒化基盤整備事業費	戸別所得補償実施円筒化基盤整備事業費補助	水利施設整備	55	50	27.5	9	< >書は地域用水機能増進型に適用する。但しダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 [ ]書は基幹水利施設保全体に適用する。
			< >	<50>	<27.5>	<10>	
			[ ]	[50]	[25]	[10]	
		農 地 整 備					営農環境整備(注15)を除く。
		(経営体育成型)		55	25	10	
		(畑地帯担い手育成型)		52	25.5	9	
		(畑地帯担い手支援型)		52	25.5	9	
		(畑地帯総合整備・緊急整備型)	55	52	25.5	9	
		(畑地帯総合整備・一般型)	55	52	25.5	9	
		草地畜産基盤整備		55	25	10	雑用水施設整備及び利用施設整備(注15)を除く。
				60	25	10	

(都道府県営:その27)

H25.3.  
(単位:%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考	
		離 島					
		国 庫 率	都 県	市 町 村			
ア	イ	ウ	エ				
6次産業化等促進基盤整備事業費	6次産業化等促進基盤整備事業費補助 特定地域振興生産基盤整備事業費補助	農 地 整 備					
		(経営体育成型)	—	55	25	10	営農環境整備(注15)を除く。
		(畑地帯担い手育成型)	—	52	25.5	9	
		(畑地帯担い手支援型)	—	52	25.5	9	
		(畑地帯総合整備・緊急整備型)	55	52	25.5	9	
(畑地帯総合整備・一般型)	55	52	25.5	9			
農山漁村地域整備事業費	農山漁村地域整備交付金	経営体育成基盤整備	< > (55)	<55> (50)	<25> (27.5)	<10> (9)	< >書は一般型、面的集積型、農業生産法人等育成型に適用する。 ( )書は排水対策型、水利施設整備型、畑地帯担い手育成型、畑地帯担い手支援型に適用する。 [ ]書は畜産担い手総合整備型、草地林地総合整備型に適用する。
地域自主戦略交付金	地域自主戦略交付金	( )	(55)	(27.5)	(9)		
		( )	(52)	(25.5)	(9)		
		[ ]	[55]	[25]	[10]		
		[ ]	[60]	[25]	[10]		
		農 地 整 備					営農環境整備、地域水田農業再生緊急整備のうち営農用水及び農業集落環境管理施設整備、耕作放棄地解消・発生防止基盤整備のうち農村生活環境基盤整備(注15)を除く。
		(経営体育成型)		55	25	10	
		(畑地帯担い手育成型)		52	25.5	9	
		(畑地帯担い手支援型)		52	25.5	9	
		(畑地帯総合整備・緊急整備型)	55	52	25.5	9	
		(畑地帯総合整備・一般型)	55	52	25.5	9	
		草地畜産基盤整備		55 60	25 25	10 10	雑用水施設整備及び利用施設整備(注15)を除く。
		水利施設整備	55 < > [ ]	50 <50> 55 [50]	27.5 <27.5> 27.5 [25]	9 <10> 9 [10]	< >書は地域用水機能増進型に適用する。但しダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 [ ]書は基幹水利施設保全型に適用する。
		農 地 防 災					注7)に該当するものに適用する。
		(防災ダム)	65 60 50	55 52 50 55	36 34 34 32 34	9 14 16 18 11	
		(ため池等整備)	<65> 65 60 <60> < > 60 50 52 ( )	<55> 55 55 <52> <52> 52 50 52 (55)	<36> 30 28 <34> <34> 31 28 29 31 (30)	< 9> 10 12 <14> <14> 11 14 14 9 (10)	注8)に該当するものに適用する。 < >書は農村保全管理施設のうち河川工作物応急対策に係るものに適用する。 ( )書は 地域ため池総合整備のうち大規模に適用する。

(都道府県営:その19)

H24.3.  
(単位:%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考	
		離 島					
		国 庫 率	都 県	市 町 村			
ア	イ	ウ	エ				
農山漁村地域整備事業費	農山漁村地域整備交付金	経営体育成基盤整備	< > (55)	<55> (50)	<25> (27.5)	<10> (9)	< >書は一般型、面的集積型、農業生産法人等育成型に適用する。 ( )書は排水対策型、水利施設整備型、畑地帯担い手育成型、畑地帯担い手支援型に適用する。 [ ]書は畜産担い手総合整備型、草地林地総合整備型に適用する。
地域自主戦略交付金	地域自主戦略交付金	( )	(55)	(27.5)	(9)		
		( )	(52)	(25.5)	(9)		
		[ ]	[55]	[25]	[10]		
		[ ]	[60]	[25]	[10]		
		農 地 整 備					営農環境整備、地域水田農業再生緊急整備のうち営農用水及び農業集落環境管理施設整備、耕作放棄地解消・発生防止基盤整備のうち農村生活環境基盤整備(注15)を除く。
		(経営体育成型)		55	25	10	
		(畑地帯担い手育成型)		52	25.5	9	
		(畑地帯担い手支援型)		52	25.5	9	
		(畑地帯総合整備・緊急整備型)	55	52	25.5	9	
		(畑地帯総合整備・一般型)	55	52	25.5	9	
		草地畜産基盤整備		55 60	25 25	10 10	雑用水施設整備及び利用施設整備(注15)を除く。
		水利施設整備	55 < > [ ]	50 <50> 55 [50]	27.5 <27.5> 27.5 [25]	9 <10> 9 [10]	< >書は地域用水機能増進型に適用する。但しダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 [ ]書は基幹水利施設保全型に適用する。
		農 地 防 災					注7)に該当するものに適用する。
		(防災ダム)	65 60 50	55 52 50 55	36 34 34 32 34	9 14 16 18 11	
		(ため池等整備)	<65> 65 60 <60> < > 60 50 52 ( )	<55> 55 55 <52> <52> 52 50 52 (55)	<36> 30 28 <34> <34> 31 28 29 31 (30)	< 9> 10 12 <14> <14> 11 14 14 9 (10)	注8)に該当するものに適用する。 < >書は農村保全管理施設のうち河川工作物応急対策に係るものに適用する。 ( )書は 地域ため池総合整備のうち大規模に適用する。



(都道府県営:その28)

H25.3.  
(単位:%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考			
		離 島							
		国 庫 率		都 県	市 町 村				
		ア	イ	ウ	エ				
(農山漁村地域整備事業費) (地域自主戦略交付金)	(農山漁村地域整備交付金) (地域自主戦略交付金)	農 地 防 災 (湛水防除)	60	55	37	8	地すべり対策を除く。 農村地域環境保全整備は、注4)による。		
			55	50	37	13			
			50	50	32	18			
		農 地 保 全 整 備 (農地保全整備)	60	52	31	11		農村地域環境保全整備(農業生産基盤整備及び農村保全管理施設に係るもの)は、注4)による。	
			55	50	31	13			
		水 質 保 全 対 策 地 盤 沈 下 対 策 総 合 農 地 防 災	2/3	55	41	4		農村地域環境保全整備(農業生産基盤整備及び農村保全管理施設に係るもの)は、注4)による。	
			65	55	41	4			
		(水質保全対策) (地盤沈下対策) (総合農地防災)	55	50	34	16		水質保全対策のうち水質保全施設に係るもの、公害防止計画に基づくもの及び水質保全施設と併せ行う施設に適用する。 ( )書は特定農業用管路等特別対策に適用する。	
			50	50	32	18			
		( )	( )	(50)	(35)	(10)			
(農村災害対策整備)	60		29	11		農業生産基盤整備及び農村保全管理施設に係るものに適用する。 ( )書は中山間地域等で実施するものに適用する。 農村生活維持施設整備(注15)を除く。			
	50	29	14	9					
( )	( )	(60)	(31)	(9)					
	中 山 間 総 合 整 備 (中山間地域総合整備)	65	60	30	7	農業生産基盤整備に係るものみに適用する。 農村生活環境整備及び保全管理等(注15)を除く。			
( )	( )	60	30	7					
	集 落 基 盤 整 備	55	50	25	10	農業生産基盤整備に係るものみに適用する。 集落基盤整備(注15)を除く。			
50		50	27.5	9					
農業施設災害関連事業費	農業用施設等災害関連事業費補助	農 業 用 施 設 等 災 害 関 連 (ため池災関特別)	50	50	29	14	海岸保全施設等災害関連及び災害関連緊急地すべり対策を除く。		
			65	50	41	9			
( )	( )	鉍 毒 対 策	50	50	32	18			
			50	50	32	18			
( )	( )	農 道 整 備	55	50	27.5	16	注4)に該当する場合に適用する。		
			50	50	25	18			
( )	( )	農 道 整 備	45	45	27.5	20			
農業競争力強化基盤整備事業	農業競争力強化基盤整備事業	水 利 施 設 整 備	55	50	27.5	9	< >書は地域用水機能増進型に適用する。但しダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 [ ]書は基幹水利施設保全面型に適用する。		
			<>	<50>	<27.5>	<10>			
		農 地 整 備	55	50	27.5	9			
			[ ]	[50]	[25]	[10]			
			(経営体育成型)	—	55	25		10	営農環境整備(注15)を除く。
				(畑地帯担い手育成型)	—	52		25.5	
(畑地帯担い手支援型)	—	52	25.5	9					
(畑地帯総合整備・緊急整備型)	55	52	25.5	9					
(畑地帯総合整備・一般型)	55	52	25.5	9					

(都道府県営:その20)

H24.3.  
(単位:%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考		
		離 島						
		国 庫 率		都 県	市 町 村			
		ア	イ	ウ	エ			
(農山漁村地域整備事業費) (地域自主戦略交付金)	(農山漁村地域整備交付金) (地域自主戦略交付金)	農 地 防 災 (湛水防除)	60	55	37	8	地すべり対策を除く。 農村地域環境保全整備は、注4)による。	
			55	50	37	13		
			50	50	32	18		
		農 地 保 全 整 備 (農地保全整備)	60	52	31	11		農村地域環境保全整備(農業生産基盤整備及び農村保全管理施設に係るもの)は、注4)による。
			55	50	31	13		
		水 質 保 全 対 策 地 盤 沈 下 対 策 総 合 農 地 防 災	2/3	55	41	4		農村地域環境保全整備(農業生産基盤整備及び農村保全管理施設に係るもの)は、注4)による。
			65	55	41	4		
		(水質保全対策) (地盤沈下対策) (総合農地防災)	55	50	34	16		水質保全対策のうち水質保全施設に係るもの、公害防止計画に基づくもの及び水質保全施設と併せ行う施設に適用する。 ( )書は特定農業用管路等特別対策に適用する。
			50	50	32	18		
		( )	( )	(50)	(35)	(10)		
(農村災害対策整備)	60		29	11		農業生産基盤整備及び農村保全管理施設に係るものに適用する。 ( )書は中山間地域等で実施するものに適用する。 農村生活維持施設整備(注15)を除く。		
	50	29	14	9				
( )	( )	(60)	(31)	(9)				
	中 山 間 総 合 整 備 (中山間地域総合整備)	65	60	30	7	農業生産基盤整備に係るものみに適用する。 農村生活環境整備及び保全管理等(注15)を除く。		
( )	( )	60	30	7				
	集 落 基 盤 整 備	55	50	25	10	農業生産基盤整備に係るものみに適用する。 集落基盤整備(注15)を除く。		
50		50	27.5	9				
農業施設災害関連事業費	農業用施設等災害関連事業費補助	農 業 用 施 設 等 災 害 関 連 (ため池災関特別)	50	50	29	14	海岸保全施設等災害関連及び災害関連緊急地すべり対策を除く。	
			65	50	41	9		
( )	( )	鉍 毒 対 策	50	50	32	18		
			50	50	32	18		
( )	( )	農 道 整 備	55	50	27.5	16	注4)に該当する場合に適用する。	
			50	50	25	18		
( )	( )	農 道 整 備	45	45	27.5	20		



(都道府県営:その30)

H25.3.  
(単位:%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考	
		離 島					
		国 庫 率	都 県	市 町 村			
ア	イ	ウ	エ				
農村地域復興再生基盤総合整備事業	農村地域復興再生基盤総合整備事業	地盤沈下対策 農村環境保全 (農村災害対策整備)	( )	50 (60)	29 (31)	14 (9)	農業生産基盤整備及び農村保全管理施設に係るものに適用する。 ( )書は中山間地域等で実施するものに適用する。
		震災対策農業水利施設整備	< >	<55> <50>	<37> <32>	< 8> <18>	
		中山間総合整備 (中山間地域総合整備)	60	60	30	7	農業生産基盤整備に係るものみに適用する。 農村生活環境整備及び保全管理等(注15)を除く。
		集落基盤整備	—	50	25	10	農業生産基盤整備に係るものみに適用する。 集落基盤整備(注15)を除く。
農業生産基盤保全管理等推進費	農業体質強化基盤整備促進事業費	農業体質強化基盤整備促進	( ) [ ]	55 (55) [55]	25 (34) [31]	10 (11) [11]	( )書及び[ ]書は防災関連事業に係るものに適用する。 (注16)

(都道府県営:その )

H24.3.  
(単位:%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考
		離 島				
		国 庫 率	都 県	市 町 村		
ア	イ	ウ	エ			

注1) 国庫率の「ア」欄の値は、昭和57年度から平成4年度までの国の負担割合の引き下げは考慮しない場合を示す。又、印は平成5年度以降の新規制度を示す。

注2) 国庫率の「イ」欄の値は、平成5年度以降の率を示す。

注3) 都道府県及び市町村の負担割合(「ウ」欄及び「エ」欄の値)は、当該事業の国庫率に係る対象事業費に対する割合を示す。

注4) 附帯事業及び併せ行う事業等で、他の事業の国庫補助率を準用している場合は、準用されるそれぞれの事業の「ウ」欄及び「エ」欄の数値を適用する。  
(例えば、「圃場整備」においてかんがい排水(排水対策特別)を併せ行っている場合のかんがい排水に対応する負担割合は、「かんがい排水」の国庫率「ア」欄50%、「イ」欄50%に対する「ウ」欄及び「エ」欄の数値を適用する。)

注5) 圃場整備の施行にあたり、農用地以外の用に供する土地の全部又は一部が用途地域内にある場合の圃場整備事業のガイドライン。

注6) 国営土地改良事業のうち国営総合農地防災事業費、都道府県土地改良事業のうち農地防災事業費補助、農地保全事業費補助、農村環境保全対策事業費補助、農業用施設等災害関連事業費補助及び鉱毒対策事業費補助、農山漁村地域整備交付金(農地防災、農地保全整備、水質保全対策、地盤沈下対策、総合農地防災)、地域自主戦略交付金(農地防災、農地保全整備、水質保全対策、地盤沈下対策、総合農地防災)、**農村地域防災減災事業(農地防災、農地保全整備、水質保全対策、地盤沈下対策、総合農地防災)、農村地域復興再生基盤総合整備事業(農地防災、農地保全整備、水質保全対策、地盤沈下対策、総合農地防災)及び農業体質強化基盤整備促進事業における防災関連事業(農地防災、農地保全整備、水質保全対策、地盤沈下対策、総合農地防災)**については、本表に示す標準的な費用負担の水準にかかわらず、地方公共団体が設定する負担割合を地方公共団体が負担すべきものとする。

注7) 農地防災事業実施要綱(昭和40年12月24日付け40農地D第1829号農林水産事務次官依命通知)第2の別表第1の事業の名称の欄の防災ダム事業に係る同表の事業内容の欄の1の(1)から(4)まで、広域防災ため池等整備モデル事業実施要綱(平成20年4月1日付け19農振第2078号農林水産事務次官依命通知)第2の2の別表1の事業種類の欄の1に係る同表の事業内容の欄の(1)(2)のア、(3)及び事業種類の欄の2に掲げるもの、地域自主戦略交付金交付要綱(平成23年4月1日付け22農振第2185号農林水産事務次官依命通知。以下「戦略交付金要綱」という。)の別紙12(農地防災事業に係る運用)の運用別紙1の1の(1)から(4)まで、同運用の運用別紙2(広域防災ため池等整備モデル事業)第2の2の運用別紙2別表1の事業種類の欄の1に対応する事業内容の欄の(1)(2)のア、(3)及び事業種類の欄の2、**農村地域防災減災事業実施要綱(平成25年2月26日付け24農振第2114号農林水産事務次官依命通知)の要領第3(1)、同要領別紙3第2の1、2、同要領別紙11(広域防災ため池等整備モデル事業に係る運用)第2の2の別表1の事業種類の欄の1に対応する事業内容の欄の(1)(2)のア、(3)及び同表の事業種類の欄の2、農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要綱(平成25年2月26日付け24農振第2170号農林水産事務次官依命通知)の別紙4-1(農地防災事業に係る運用)の運用別紙1の1の(1)から(4)までに掲げるもの。**

このうち農業生産基盤整備とは、農地防災事業実施要綱第2の別表第1の事業の名称の欄の防災ダム事業に係る同表の事業内容の欄の1の(1)から(3)まで、広域防災ため池等整備モデル事業実施要綱第2の2の別表1の事業種類の欄の1に係る同表の事業内容の欄の(1)(2)のア及び同表の事業種類の欄の2に係る同表の事業内容の欄に掲げるもの、戦略交付金要綱の別紙12(農地防災事業に係る運用)の運用別紙1の1の(1)から(3)まで及び同運用の運用別紙2(広域防災ため池等整備モデル事業)第2の2の運用別紙2別表1の事業種類の欄の1に対応する事業内容の欄の(1)(2)のア及び同表の事業種類の欄の2に係る同表の事業内容の欄に掲げるもの、**農村地域防災減災事業実施要綱の要領第3(1)、同要領別紙3第2の1、2、同要領別紙11(広域防災ため池等整備モデル事業に係る運用)第2の2の別表1の事業種類の欄の1に対応する事業内容の欄の(1)(2)のア及び同表の事業種類の欄の2、農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要綱の別紙4-1(農地防災事業に係る運用)の運用別紙1の1の(1)から(3)までに掲げるもの。**

農村保全管理施設とは、戦略交付金要綱の別紙12(農地防災事業に係る運用)の運用別紙1の1の(4)のうち「防災ダム等の保全、管理」に係るもの及び同運用の運用別紙2(広域防災ため池等整備モデル事業)第2の2の運用別紙2別表1の事業種類の欄の1に対応する事業内容の欄の(3)のうち「防災ため池の保全、管理」に係るもの、**農村地域防災減災事業実施要綱の要領別紙11(広域防災ため池等整備モデル事業に係る運用)別表1の事業種類の欄の1に対応する事業内容の欄の(3)のうち「防災ため池の保全、管理」に係るもの、農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要綱の別紙4-1(農地防災事業に係る運用)の運用別紙1の1の(4)のうち「防災ダム等の保全、管理」に係るもの。**

注1) 国庫率の「ア」欄の値は、昭和57年度から平成4年度までの国の負担割合の引き下げは考慮しない場合を示す。又、印は平成5年度以降の新規制度を示す。

注2) 国庫率の「イ」欄の値は、平成5年度以降の率を示す。

注3) 都道府県及び市町村の負担割合(「ウ」欄及び「エ」欄の値)は、当該事業の国庫率に係る対象事業費に対する割合を示す。

注4) 附帯事業及び併せ行う事業等で、他の事業の国庫補助率を準用している場合は、準用されるそれぞれの事業の「ウ」欄及び「エ」欄の数値を適用する。  
(例えば、「圃場整備」においてかんがい排水(排水対策特別)を併せ行っている場合のかんがい排水に対応する負担割合は、「かんがい排水」の国庫率「ア」欄50%、「イ」欄50%に対する「ウ」欄及び「エ」欄の数値を適用する。)

注5) 圃場整備の施行にあたり、農用地以外の用に供する土地の全部又は一部が用途地域内にある場合の圃場整備事業のガイドライン。

注6) 国営土地改良事業のうち国営総合農地防災事業費、都道府県土地改良事業のうち農地防災事業費補助、農地保全事業費補助、農村環境保全対策事業費補助、農業用施設等災害関連事業費補助及び鉱毒対策事業費補助、農山漁村地域整備交付金(農地防災、農地保全整備、水質保全対策、地盤沈下対策、総合農地防災)、地域自主戦略交付金(農地防災、農地保全整備、水質保全対策、地盤沈下対策、総合農地防災)については、本表に示す標準的な費用負担の水準にかかわらず、地方公共団体が設定する負担割合を地方公共団体が負担すべきものとする。

注7) 農地防災事業実施要綱(昭和40年12月24日付け40農地D第1829号農林水産事務次官依命通知)第2の別表第1の事業の名称の欄の防災ダム事業に係る同表の事業内容の欄の1の(1)から(4)まで及び広域防災ため池等整備モデル事業実施要綱(平成20年4月1日付け19農振第2078号農林水産事務次官依命通知)第2の2の別表1の事業種類の欄の1に係る同表の事業内容の欄の(1)(2)のア、(3)及び事業種類の欄の2に掲げるもの、地域自主戦略交付金交付要綱(平成23年4月1日付け22農振第2185号農林水産事務次官依命通知。以下「戦略交付金要綱」という。)の別紙12(農地防災事業に係る運用)の運用別紙1の1の(1)から(4)まで、同運用の運用別紙2(広域防災ため池等整備モデル事業)第2の2の運用別紙2別表1の事業種類の欄の1に対応する事業内容の欄の(1)(2)のア、(3)及び事業種類の欄の2に掲げるもの。

このうち農業生産基盤整備とは、農地防災事業実施要綱第2の別表第1の事業の名称の欄の防災ダム事業に係る同表の事業内容の欄の1の(1)から(3)まで及び広域防災ため池等整備モデル事業実施要綱第2の2の別表1の事業種類の欄の1に係る同表の事業内容の欄の(1)(2)のア及び同表の事業種類の欄の2に係る同表の事業内容の欄に掲げるもの、戦略交付金要綱の別紙12(農地防災事業に係る運用)の運用別紙1の1の(1)から(3)まで及び同運用の運用別紙2(広域防災ため池等整備モデル事業)第2の2の運用別紙2別表1の事業種類の欄の1に対応する事業内容の欄の(1)(2)のア及び同表の事業種類の欄の2に係る同表の事業内容の欄に掲げるもの。

農村保全管理施設とは、戦略交付金要綱の別紙12(農地防災事業に係る運用)の運用別紙1の1の(4)のうち「防災ダム等の保全、管理」に係るもの及び同運用の運用別紙2(広域防災ため池等整備モデル事業)第2の2の運用別紙2別表1の事業種類の欄の1に対応する事業内容の欄の(3)のうち「防災ため池の保全、管理」に係るもの。



